

平成28年第3回(6月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成28年6月7日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

平成28年6月7日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 内藤逸子君  | (1) 鶏糞発電事業(MBR)関連の悪臭根絶について<br>(2) 自治公民館制度について<br>(3) 町職員の臨時・非常勤職員の労働条件改善について |
| 2 | 蓑原敏朗君  | (1) 町勢(政)について<br>(2) 記念行事について<br>(3) 行政情報の伝達及び住民の声の把握について<br>(4) 各種計画について    |
| 3 | 徳弘美津子君 | (1) 子育て支援について<br>(2) 振興班加入について   |
| 4 | 竹本修君   | 町における定住促進への課題  |
| 5 | 三原明美君  | (1) 道路に側溝がない為にもたらし問題について<br>(2) 学校給食の中で食物アレルギーを持った児童への対応について                 |
| 6 | 児玉助壽君  | 経費削減を優先し、民間に丸投げする理念なき保育政策の町に将来はあるのか  |
| 7 | 河野浩一君  | (1) キウイ事業について<br>(2) 川北南橋について  |

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	.....日高 昭彦 君	副町長	.....清藤 荘八 君
教育長	.....木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	.....日高 裕嗣 君
総務課長	.....押川 義光 君	まちづくり課長	.....米田 政彦 君
産業推進課長	.....山本 博 君	農地課長	.....新倉 好雄 君
建設課長	.....吉田 喜久吉 君	環境水道課長	.....大山 幸男 君
町民健康課長	.....橋口 幹夫 君	教育課長	.....大塚 祥一 君
福祉課長	.....篠原 浩 君	税務課長	.....三角 博志 君
代表監査委員	.....谷村 裕二 君		

---

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） おはようございます。発言通告に基づいて質問いたします。

第1問は、鶏ふん発電事業者MBR関連の悪臭根絶問題についてです。

鶏ふん焼却による発電事業が、本町登り口に立地、操業して以来、事業に関連する悪臭による地域住民の苦痛と本町の対策が求められてきました。悪臭の原因は、発電原料である鶏ふんの一部が既存の発酵施設に堆積されるからでした。

当該施設の利用に関するMBRと、地域住民との協定が厳守されれば解決する問題です。しかし、企業と町との意思の相違などの理由により、協定書の厳守ではなく、平成27年4月創業された森林発電所に連動して悪臭根絶を図るとして今日に至っています。

そこで質問の第1点は、MBRと地域住民との確約書はどう守られているかです。

協定書では、悪臭の原因である既存の発酵施設による水分調整は一切行わない。定期検査また事故等による利用について、町との連絡と適切な措置をとるとしています。この協定書の趣旨は、森林発電所に臭気を送ることになっても生きていると考えますか。町としてはどのように考えますか。

第2点は、MBRとの協定の趣旨に沿うなら、発酵施設への鶏ふん搬入はごくわずかのはずです。しかし、森林発電所に悪臭を送り燃焼する方式の結果、発酵施設への搬入が増加していると推察されます。発酵施設で悪臭を抜き取り、発電原料に全て回っているのでしょうか。また、MBRの発電原料ではなく農業等に転嫁している数量はないのかです。

第3点は、堆積される鶏ふんの悪臭を森林発電所に送り焼却する結果、大気汚染への影響についてです。

森林発電所の大気への排出基準では、窒素化合物をMBRより高い数値をしめしています。悪臭の大量の送り込みと関係はないのか、またダイオキシンについてMBRでは規制対象外だが、自主的に測定しています。木材とともに悪臭を大量に燃焼する森林発電所のばい煙規則は、MBRに準じているのか質問いたします。

第2問目、自治公民館制度についてです。

24区から小学校区を基礎に、6つの自治公民館となりました。3年目となり、川南町が提案した地域づくり創造プランは、振興班やその連合組織のあり方だけでなく、少子高齢化、環境保全、災害対策など、地域の課題に応える再編だとされています。2年過ぎての評価はどのようにしていますか。

自治公民館制度となって、振興班未加入世帯がなくなり、人口減少、超高齢化社会に対応する地域づくりに向かっているのでしょうか。地域のきずなは深まっているのでしょうか。振興班は地域住民のよりどころです。行政の主要課題であるまちづくりの振興班の位置づけはどうか伺います。

第3問は、町職員の臨時・非常勤職員の労働条件改善についてです。

現在、臨時・非常勤職員は地方自治体で70万人、公立学校で20万人と推計されています。地方自治体で働く職員のうち、3人に1人が臨時職員または非常勤職員です。週当たりの勤務時間が、正規職員の4分の3以上で、非常勤職員の7割が年間200万円以下という低賃金です。

臨時・非常勤職員は一般行政職のほか、保育士、学童保育の指導員など多くの分野で働いています。臨時・非常勤職員が増えてきたのは、国が進めてきた行政改革によって地方自治体の人員削減、定数削減が行われ、とりわけ2005年から5年間に行政改革推進法に基づいて具体的な削減目標を掲げた集中改革プランの策定を、地方自治体に要請したことが背景にあります。

町職員161名に対して、5月27日時点で97名の方たちが臨時・非常勤職員として勤務しており、60%を占めています。川南町にとってなくてはならない方たちです。実態はどうなっていますか。退職手当の要件はどうなっていますか。任用期間の規定はいかがですか。労働条件は長年変わっていません。時間単価、労働条件を見直す考えはないかお尋ねします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの内藤議員の質問にお答えいたします。

3つほど鶏ふん発電のこと、また自治公民館のこと、うちの職員の任用についての3つをお伺いいたしました。

まず1番目の質問でございますが、第一点目、鶏ふん発電について現状ということですが、堆積の目的につきましては、こちらとしては水分調整であると認識をしております。

2番目は、現地調査、先月の5月25日行いました。何度もここで答弁をさせていただいておりますけど、そのときの調査によりますと14槽あるうちの4つ、既存施設全体の15%でその貯蔵を、確認をしております。

議員がおっしゃるとおり、以前から答弁もさせていただいておりますけど、既存施設に対する見解の違いということでここまで来ている状況でございます。町としても当然、やはり我が町でありますから住みよい環境にするためにという思いでいろんな話し合い、指導もしてきているところでございます。

現に昨年、森林発電所が営業開始いたしましてから、臭気の改善が図られていると聞いております。

また、その森林発電所に対する規制、検査ということでございますが、これは当然MBRといろんなものと同様に大気汚染の防止法施行規則に、排出基準に基づいて測定を行い、全ての項目で基準値以内であるということを確認をしております。

2番目の自治公民館制度についてでございます。

これをスタートさせて2年という時間が経過をしました。その中で、今新たな動きが出てきております。それは、新しい形のきずなが構築されていると感じております。

従来の形と多少変わってはおりますので、まだまだ戸惑い等もあるかもしれませんが、例えば今まで分館単位でやってたけど、敬老行事等は学校ごとに行うことによってまた新たな催しのやり方、いろんなつながりていうかそういうものができました。

特に、小学校単位になったということで、現在は小学校ごとに地域見守り隊、そしてそれに青パトを非常に活用していただいております、地域の安全という意味では非常に高い効果を上げてきていると思っております。

今、梅雨時期に入りましたけど、自主防災組織もそういう自治公民館ごとに新たな活動が始まっておりまして、こういう新しい時代に合った新しいそういう絆というものが、新しい枠組みで再構築されていることをこれからも期待をしていきます。

振興班の位置づけはどうなっていますかということでございましたが、従来から何度も答弁させていただいておりますが、本町においては住民が主体となった自治組織でございます。そして、行政連絡の一翼も担っていただいている組織であると認識をしております。

3つ目の質問でございますが、現在、正規職員の補助的業務といたしまして、地方公務員法に基づき臨時職員や嘱託職員を議員がおっしゃる通り97名任用しております。

退職金、任用期間という細かい御指摘もございましたので、それは必要ならば総務課長に答弁させます。

以上です。

○総務課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問にお答えいたします。

ただいま臨時職員等の数値につきましては、議員申されたとおりの数値でございます。

それから、退職手当の件につきましては、常勤の職員に支給するというふうに規定がされておりますので、現在の臨時職員、嘱託職員等につきましては、退職手当の支給はないという状態でございます。

労働条件でございますが、臨時的任用職員につきましては勤務時間が8時半から5時15分まで、一般職員と同じでございます。それから、非常勤一般職員、いわゆるパート的な職員その方々につきましては、月曜日までから木曜日までが9時から4時までの勤務、それから金曜日につきましては9時から午後3時までの勤務ということになっております。

労働条件につきましては、有給休暇の規定をしております。川南町臨時的任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則というものを定めまして、有給休暇につきましては規定を設けております。

また、特別休暇という形で結婚休暇等、これは無給とはなっておりますが特別休暇の規定もこの規則に定めておるところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） じゃあ1問目から行います。

悪臭の原因であるMBR関連の鶏ふん発酵施設について、協定書は水分調整はしない、定期検査時または予想外の事故に対し一時的な仮保管であり、地域住民と川南町に連絡し現生を期す。関連企業に対し、指導、監督改善を図る、この約束が守られれば悪臭は発生しないはずでした。

昨年2月、川南町と地元住民との協議に際し当時の農水課長は、森林発電所に連動して悪臭根絶を図るが、MBRとの協定は消滅しないと回答されました。町長もそのような認識でしようか。いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 今の御質疑でございますが、もともとやはりMBRとのそういう交わした約束というものはそれはそれで当然生きておりますし、今我々が目指すべきことはやはり住民のためにいかによりよい環境を少しでもつくっていくかということだと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 発酵施設を密封して、森林発電所に悪臭だけをダクトで送り込むというものです。堆積された鶏ふんのおいを発散させるには、常時攪拌、切り返しが必要です。悪臭のなくなった鶏ふんにかわり、新たな鶏ふんの持ち込みと堆積が繰り返されます。

こうして悪臭のなくなった鶏ふんの利用価値が変われば、MBRの発電原料に限らず農業用など利用の可能性もおきます。農業用など、新たな企業活動はないのですか。悪臭のなくなった鶏ふんは全て発電原料としてMBRに返されますか。いかがですかお答えください。

○環境水道課長（大山 幸男君） ただいまの内藤議員の御質疑にお答えいたします。

発酵処理施設で発酵された鶏ふんにつきましては、全量MBRのほうに搬入されていると理解しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 宮崎環境保全農協、通称「宮環」の発酵施設の堆積について、本町は通常ゼロであるべきとして、わずかの堆積にも除去するよう指導してきました。町の指導は貫徹されず、森林発電所頼みの悪臭燃焼方式となりました。

従来、本町ではわずかの堆積も認めなかった発酵施設の利用を大幅に拡大したと思います。川南町と森林発電所との協定書では、発酵施設の規模と数量の規定はなく、鶏ふんの移送は年じゅう可能であることを示しています。

これは、発酵施設の利用系列であるホワイトファーム系の発酵施設の一層の利用拡大になりませんか。県北部で解決されるべき課題を本町に持ち込み、環境負担を高めるべきではないと考えます。いかがですか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 再度、内藤議員の御質疑にお答えいたします。

何度もお答えするわけですが、既存施設の見解の違いによりまして、宮崎環境保全農業協同組合のほうの発酵施設が使われているような状況があります。本町といたしましては、宮崎環境保善農業協同組合の発酵施設につきましても既存施設という見解のもと対処し、またにおい等の発生があった場合には迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） ブロイラー系列の児湯食鳥や丸紅が鳥の出荷後、鶏ふんの水分減少を行ってMBRに持ち込むのに、ホワイトファーム系では現地での努力をしないでMBRに持ち込み発酵施設の利用になると言われます。改善を求める考えはありませんか。いかがですか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 再度、内藤議員の質問にお答えいたします。

宮崎環境保全農業協同組合につきましては、ホワイトファーム系の鶏ふんの処理施設になっておりまして、その関係上ホワイトファーム分の鶏ふんについては現在も持ち込みが行われてるような状況であります。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） ホワイトファームに対して改善を求める考えはないのですか。

○環境水道課長（大山 幸男君） 補助も入ってできている建物でもある関係もございまして、その辺もちょっと協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 次に、大気汚染の問題です。MBRの大気汚染防止基準では、硫黄化合物17.5以下、窒素化合物250ppm以下、ばいじん300ミリグラム以下と限定しています。

森林発電所では、硫黄化合物17.5以下、窒素化合物350ppm以下、ばいじん0.3グラム以下と規定しています。窒素化合物について、森林発電所では基準を緩和しています。悪臭を想定しない基準なら施設の改善が必要ではないですか。いかがですか。

○環境水道課長（大山 幸男君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

ボイラーの大きさによりまして基準が変わってまいります。宮崎バイオマス発電所につきましては、排ガスの量が4万ノルマル立米/hという基準を超えるため、2カ月を超えない範囲で検査を行うと。

宮崎森林発電所につきましては、4万ノルマル立米/hを未満のために年2回というふうに回数も減りますし、基準も緩和されているような状況でございます。

○議員（内藤 逸子君） 工業団地でもない農村部で、硫黄化合物や窒素化合物を発散する

工場が2カ所も存在して、生活環境や農業生産への影響も懸念されます。ダイオキシンの懸念については、MBRの立地当時の説明では、煙突から排出する前にバックフィルターで1000度の高温処理をするため、空中に飛散はないと説明されてきました。

木材と一緒に鶏ふんの悪臭を燃焼する森林発電所には、MBRと同様の設備構造になっているのか、悪臭を受け入れて発電原料にする以上、その対策は欠かせないと思います。いかがですか。町長の答弁を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 細かい基準等はいろいろあるかと思いますが、我々がまず目指すことは、住民のために少しでもよい環境を設定することだと思っております。

○議員(内藤 逸子君) これまで悪臭問題について何度も質問してまいりました。悪臭の原因である協定書が守られれば悪臭は発生しません。川南町はくさい、川南町民は畜産の町だから仕方がないとあきらめているのか、この悪臭をなくす努力をすべきではないかと最近延岡市から来られた方に言われました。洗濯物を太陽に当てて外に干せる環境を求めまして、どのように指導監督するのか、最後に決意をお聞かせください。

○町長(日高 昭彦君) 何度も御指摘いただいておりますとおり、やはりいろんな取り決めもありますので、当然そういうことで行政的な指導もしてまいります。

今言われたように悪臭をなくす努力、これはこれから我々が行政仕事する間にていうかずっと抱えていく大事な問題であると思っております。

○議員(内藤 逸子君) 第2問は自治公民館についてです。

平成26年4月から、小学校区の区域を基礎にした自治公民館制度となり、これまでの振興班の伝統行事を残しながら、それぞれの地域が持つ特性を生かし、経済の元気づくりにまで発展できるよう自治公民館ごとに地域振興計画書を策定し、その目標に向かって取り組んでいます。それは緩やかな時間がかかることだと考えられるとの答弁でしたが、その認識はいかがですか。伺います。

○町長(日高 昭彦君) 今言われたとおり、緩やかな時間がかかると言われてましたが、ゆっくりやっているわけではなくて、結果としていろんなことが考えられると思いますが、新しい体制を築く、何のために築くか、そういうことを一つ一つ住民の皆様と向き合いながら、説明しながら、またいろんな問題に答えながら進めていきたいと考えております。

○議員(内藤 逸子君) まちづくり課職員も一体として取り組むとの前回質問答弁でした。具体的にはどのようにまちづくり課職員が取り組んでいるのか伺います。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

まちづくり課としましては、まず各自治公民館が抱えております課題に耳を傾けまして、それぞれの振興班の抱えてる課題、悩みが、少しでも聞くことによって、今後自治公民館制度がよりよく進展していくためにどういったことをしていいかということをもちづくり課全体で情報共有して、1つずつ解決しているところでございます。



以上です。

○議員(内藤 逸子君) 私は、中央自治公民館に属しています。下新茶屋振興班ですが、ことしも振興班を離れた世帯があります。加入を進めているときに、これまで同じ振興班で顔なじみになり行事に参加して絆を深めた世帯が、振興班から離れていくことに歯どめがかかっていません。振興班は、地域住民のよりどころです。振興班未加入者に対してどのような働きかけをしているのか伺います。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

具体的に、振興班を離れた方個人個人に働きかけをしているわけではございませんが、振興班というものが川南町にとって、それぞれの地域の方々にとってどういうものなのかということは先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、共通の課題を解決するために組織されたものであり、そこに年齢であるとか家庭の事情で離れることについては非常に残念なことだと考えております。

しかし、そういったものが少しでも解決できるようなもの、我々がその知恵を出してまた振興班に戻ってこれるような雰囲気がつくれるようであれば、積極的にそういう説明であるとか、直接お会いしたり間接的に情報が聞けるような状況をつくっていきたいとは考えております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 自治公民館制度の中で、振興班の位置づけは怎么样了なっていますか、振興班に係る規定として振興班長報酬の支給、振興班加入奨励金制度があります。いずれも行政にとって、振興班の役割と加入促進が重要な行政課題であることを示しています。

未加入者に、本町主催行事や医療、ごみ収集などを記載したカレンダーや情報を渡すなど、その中で振興班加入を促すこともできます。どのように取り組んできたのでしょうか伺います。

○まちづくり課長(米田 政彦君) ただいまの御質問にお答えします。

これまで振興班に我々町として求めてきたものは、議員おっしゃいましたとおり、行政からの情報を伝達する手段として、回覧板を使って情報伝達して、そのために組織させてきたという政策もとってきたことは事実でございます。

しかしながら、時代の流れの中でそれぞれ自治という考え方が出てきまして、振興班そのものは属地的な考え方の中で共通の目的や課題解決のために組織されてきたものであり、それを尊重しながらその組織を維持拡大していくことが理想ではないかと考えておりますので、それにきっかけをこちらとしてはつくっていける、また説明していくのが我々の役目であると考えております。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 振興班の行事の1つとして、道路の草刈り作業が先日行われまし

た。あいにく小雨が降りましたが、作業がありました。草刈り機を持っている男の方は、道路脇の雑草を手際よく刈り取っていきます。草刈り機のない者は熊手やほうきなどで掃除をします。きれいになった道路を見てうれしくなります。そして頼もしくもあります。年に2回ありますが、振興班の役割、出番でもある道路愛護の活動は、地域環境の保全です。地域づくりの基本をどのように考えていますか。お答えください。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

地域づくりの基本というのは、やはりそれぞれが共通の目的や課題を抱えている人たちが集まって、それが少数から始まり適度な規模に広がってそれをともに汗を流し、またともに笑ってその組織が維持できることが我々理想ではないかと考えておりますので、そこを今後ともふやして、この大きな自治公民館という枠組みの中で新たな構築ができていくんじゃないかというふうに期待してるところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 自治公民館制度になじむまで時間はかかると言われます。6自治公民館となって地域が広がりました。広がったことによる問題点、自治公民館長1人の指導力で解決できていると思われませんか。

地域のつながりである振興班への加入をどのように進めていくのか、振興班は同じ地域に住んでいる人たちがさまざまな活動を通じてお互いを助け合います。地域での触れ合いの輪を広げ、共同意識を高める上で大きな役割を果たしています。

振興班に入ること、地域の活動に参加しながら少しずつ近所づき合いを広げていくことで生活の幅は広がり、顔の見えるよい人間関係を築くことつながります。あそこには小さい子供さんがいた、あそこには高齢者1人で住んでいたなど、振興班で顔の見える関係を築くことで、いざという災害時にも近所同士で声をかけ避難するなど被害を防ぐことにつながります。

これまで日本各地で発生した災害の経験でも実証されています。私の家の周りにも、次々と新しい家が建っています。でも、新しく振興班ができた話は聞きません。新しく家が建ったとき、振興班加入の働きかけの手だてはどのようになっていますか、お尋ねします。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

現在新しく家を建てられる方、町外から来られたり、また川南町にお住いの方で新居をつくられたりする方については、振興班加入をすることを条件に持ち家所得助成事業という制度を今年度新たに条件を付したところでございます。

振興班加入というのは強制ではございません。これは本当に先ほどから申し上げておりますとおり、自治組織としていろいろな共通な課題目的を持ってる方々、その輪の中に例えば子育てであるとかお年寄りの見守りであるとか、そういうものを少しでも共有していただけるという考えの方は振興班への加入をお勧めするでしょうし、また積極的に加入されること

と思います。我々としましては、そういう手だてを少しずつでもふやして、振興班加入へのきっかけをつくっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 振興班に加入すると地域活動に参加することがわずらわしい、困ったことはないという人もいるでしょうが、近所づき合いの習慣が根づくことで見知らぬ人がいればすぐわかり、犯罪も防ぐことにつながります。地域のつながり、人とのつながりがあることで、犯罪や事故から住民を守ることにつながります。

自治公民館活動もより飛躍できたと評価するなら、具体的な支援策を示してもらいたい。町長の答弁を求めます。

○町長（日高 昭彦君） まちづくり課長も答えましたし、今、議員のほうからもいろんな形でアドバイスを含めた提言をいただいていると思います。

まず、その顔の見える関係づくりと人とのつながり、地域のつながりが結果的には防犯等にも結びつくというふうに御指摘をいただいております。そのとおりでございますし、基本的に我々職員もある意味住民の一人であります。住民と組織という関係において、最終的には自主的な活動ができる、自分たちの町を自分たちの地域を自分たちで守るといふ、そういうことが芽生えてくるのが私たちとしては理想の地域だと感じております。そういうふうにも今後も進めていくつもりであります。

○議員（内藤 逸子君） 第3問は、町職員の臨時・非常勤職員の労働条件改善についてお尋ねします。

臨時職員は日額で社保加入、パート職員は時給のみ、嘱託職員は月給で社保加入と聞いています。職員の給与勧告が2年連続して改定されています。経済財政諮問会議で安倍総理が、最低賃金を3%程度ずつ引き上げ、2023年に全国加重平均時給1,000円を目指し、消費拡大を図ると表明されております。臨時・非常勤職員の実態をお尋ねします。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

賃金の御質問でございましたが、平成27年から28年にかけて今年度の当初予算では事務技術職員の単価を100円、日額にして5,600円でございますが引き上げをしております。

また、保育士処遇改善という意味も込めまして、今年度は有資格者については300円ほど、対27年では300円上げまして6,200円にはしているところでございます。その他もろもろの職種に応じて賃金設定をしておりますが、これにつきましても人事院勧告、それから社会情勢を踏まえまして、今までもそれぞれの単価を引き上げたりしておるところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 臨時職員、パート、嘱託職員と町職員の仕事の違いは何ですか。町民から見た場合、どの方が職員でどの方が臨時なのか見分けはつきません。同じように仕事をしているにもかかわらず、必要だから雇用されているのに低賃金で雇用も不安定です。

どのような区別がなされているのかお尋ねします。

○総務課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

臨時職員あるいは嘱託職員というのは、それぞれ地方公務員法の規定に従いまして、それぞれ区分けをされております。一般的に、内藤議員おっしゃる臨時職員というのは、地方公務員法第22条第5項に示されている職員でございます。

この職員が45名おりますけれども、これにつきましては、臨時の場合、任用候補者名簿がない場合というのが規定でございまして、あくまでも臨時的緊急な場合ということでございますので、これにつきましては補助的業務ということになっております。

それから、一般的にパート職員等が今おりますが、これにつきましては、地方公務員法17条の非常勤一般職員という位置づけでございまして、本町の場合は、あくまでもこのパートの分も補助的業務ということで取り扱いをさせていただいております。

それから、嘱託職員というのがございます。これは現在16名おりますけれども、これにつきましては、専門的非職員という形で位置づけをして取り扱いを行っているところでございます。

議員御質問がありました見分けにつきましては、現在正職員、臨時職員、嘱託職員、特別な見分けがつく状態をつくっているわけではありません。これは、やはりそれぞれの職場において職員として、同じ住民に対するサービス提供を行うという観点から、同じ立場で対応するという立場をとっております。

ただ、先ほど申しましたとおり補助的業務でございまして、窓口で住民の方々に対応し、専門の職員に業務をきちんと引き継ぐとそういう対応をしているところでございます。

そういう観点から、やはり同じ職場の中であなたは臨時、あなたは嘱託、あなたは正職員、そういうものをつくらないということもやはり1つの平等に取り扱うという世界であると。

ただし、先ほど申しますとおり賃金等の差もあるわけでございますので、窓口で受け付けてそして専門の職員に回すと、こういう対応をして責任ある対応はやはり職員が行うという体制で今臨んでいるところでございます。よって、見分けをつかないような形にしているのが現状でございます。

○議員(内藤 逸子君) 退職手当の要件はどうなっていますか。お尋ねします。

○総務課長(押川 義光君) 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、本町も宮崎県総合事務組合に加入しまして、退職手当につきましては、その取り扱いに従いまして行っているところでございます。その規定の中で常勤職員という規定がございますので、先ほどから申しております臨時職員、嘱託職員、それから非常勤一般職員、これにつきましては、現在退職手当の支給はございません。

以上です。

○議員(内藤 逸子君) 一定の要件を満たしていれば、臨時非常勤職員も退職手当の支給

の対象となりますが、この川南町の場合はその要件は満たしていないので、そういう制度はないというふうに受けとっていいんですか。

○総務課長（押川 義光君） 議員の考えていらっしゃる通りでございます、1年でそれぞれを区切っておりますので、退職手当の支給はないというふうに判断しております。

○議員（内藤 逸子君） 任用期間の規定についてお尋ねします。

任用期間は、さっきの説明でちょっとわかりにくいので、もう1回どのようになっていますかお尋ねします。

○総務課長（押川 義光君） 任用期間についての御質問でございますが、任用期間につきましては、先ほど申しました地公法22条第5項の職員につきましては、6月を単位として再度更新が1回限りということで、12月を超えないということで任用しております。

それから、嘱託職員につきましては最長3年という規定がございますけれども、そのような取り扱いをしております。

それから、非常勤一般職員でございますが、通常のパートでありましたら最大1年という形で取り扱いをしております。6カ月更新の最大1年という形で取り扱いを行っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 臨時職員、非常勤職員の中に、社会保険の対象として働いてる方がいますが、この方たちは今空白の期間が持たれていると思います。総務省自治行政局の公務員部長から、通告として第59号というのが臨時・非常勤及び任期付職員の任用などについてということでおりにきていていると思いますが認識されてますか。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、平成26年7月4日付の総務省自治行政局公務員部長からの通知がございます。これにつきましては、先ほど議員おっしゃるとおり、故意に1日ないし1週間切るといふことをやらずにきちんと対応しなさいという中身でございますけれども、これにつきましては、本町でもきちんと遵守しながら対応しているところでございます。

ただ、この通知の中身につきましては、先ほど申します地方公務員法第22条第5項の臨時的職員という取り扱いを、やはり地方公務員法の中で17条の規定がございます。先ほどから申します非常勤の一般職員という形を積極的に運用しなさいという通知の内容でございますので、今後やはり本町でもこの取り扱いについては十分検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

ちなみに、地公法17条の非常勤一般職員と申しますのは、短時間勤務で最長3年ないし5年というような規定がございます。その運用を考えてはいきたいというふうには考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 今の説明で大体のことは分かったんですが、その主な内容について、地方公務員法を初めとした関係法令において、通知では空白期間の根拠については存在しないと明記しています。

事実上、使用関係が存在している場合は、資格を喪失させることなく取り扱う必要があると厚生労働省の通知は書いてあります。だから、1日とか空白を明けるとの無いようにということがありますので、確認しておきたいと思います。

臨時・非常勤職員の任期については、特別非常勤について職務内容が補助的、定期的、一般職の職員と同一、労働者性が高い場合は、一般職として任用するよう強調しています。

また、再任用をめぐっては非正規職員への置きかえに対する批判を逃れようとして、次の再任用までの空白期間を設けているため、健康保険や厚生年金から脱退させられ、医療費負担増や年金にまで連動することが問題です。勤務の実態はどうでしょうか。

川南町では、任用期間を地方公務員法第22条で6カ月以内、しかしさらに6カ月以内なら更新、つまり1年というふうに定めている。非常勤の職員は明文の規定がない、その職の性格などを踏まえれば原則1年以内と考えて雇っていると受けとめていいですか。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほどから本町の実態を申し上げております。本町では前年度の2月、要するに28年度4月からの採用の分につきましては28年2月に公募を行います。公募によりまして、それぞれの申請が上がってまいります。臨時、嘱託、それからパート、全ての職種でございますが、それで上がった方々の中から4月1日付で採用を行うというのを3月中に通知を行うようにはしております。

したがいまして、4月に採用された場合に任用通知の中で6カ月間ということで、先ほど申します22条職員等につきましては任用通知ですね、労働条件を付した書面を交付しております。したがいまして、6月それから再度更新というのは当然あり得るわけでございますのでそこで更新し、最終的には3月31日で全てが終わると。

公募条件につきましても、最大1年以内という表現で公募をしております。そういうことで、1年1年で再度募集をして、また1年で終了するという形はとっております。そういう形ではしておりますので、先ほどから故意に任用期間を切るとそういう行為は全くしておりません。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 実体として、恒常的に仕事があるから臨時的、補助的業務に従事するという職務の性格、職務の臨時性、補助性、毎年度の予算で職の設置が措置されるもので、原則1年以内であると言って区切っていますが、公務員課長通知は両面の性格を持っているものであるから、これをもって機械的に1年で雇いどめするようなことがあってはならない。そういう意味でも、この公務員課長通知をもって機械的な雇いどめの横行などが起こ

らないように対応方をぜひ研究してもらいたい。いかがですか、お尋ねします。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほどから申しました通知、公務員部長の通知等を十分踏まえた上で、28年度中にやはりそういう部分と先ほどから言われる部分も若干あるかと考えておりますので、この内容につきまして十分精査した上で、29年度にやはり反映していきたいというふうに考えております。

いずれにしても、先ほど政府上げて国民総活躍社会という形でいろんな話が出ております。ですから、我々の職場の中も再点検をしながら、そして29年度4月1日に向けて見直すべきは見直していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 休暇は正規の職員に準じてありますということですが、労働条件の中の特別休暇を見れば、結婚休暇、子の介護には5日以内の無給とか生理休暇も無給、産休も無給となっています。婚活を進め、人口増を目指している町としてこのところをどう捉えていますか、お尋ねします。

○総務課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほどから答弁の中で言っておりますとおり、無給の特別休暇というのを確かに臨時職員、嘱託職員等に与えております。

議員おっしゃるとおり本町の課題はやはり、全国の市町村の課題とも言えるべき人口減少、それから若者の流出というのが一番課題であるというふうに考えております。

そういうことも踏まえた上で先ほどから答弁しておりますが、そういう部分につきましては再検討が必要であると。特に、28年度はそういう再検討が必要な年度であると改めて実感しておるところでございますので、そのあたりも含めて十分検討して若者が定住できる、そういうような形をこういう面からも考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 臨時・非常勤職員の処遇改善によって、町内で働く賃金等へも影響します。月10万円にもならないパートや時給1,000円にもならないという方へも連動する役場で働く臨時・非常勤職員の処遇改善を求めて質問終わりたいと思います。

○議長（川上 昇君） 次に、蓑原敏朗君に発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） さきに通告いたしました要旨に基づき、質問をさせていただきます。

今回は、政としての町政だけではなく町のありようとしての町勢、についてその一部分をお尋ねいたします。

もとより両者については明確な差異もなく、同義語に使われる場合もあるようです。重なる部分もあるかと思いますが、いずれにしても町長の職務に大きくかかわることですのでよ

ろしくお願いいたします。

まず、町の人口にかかわることについてお尋ねいたします。

自治体の規模や面積等で一概に論じることはできませんが、人口は当該団体の勢いを図る大きなバロメーターではないでしょうか。ましてや人口の推移は、動きは端的にその自治体の元気度があらわれると思います。

それでは、翻って川南町はどうなってるのでしょうか。残念ながら、本町4月の町の人口は1万6000人を切ってしまいました。私は、昨年的一般質問の際に人口のことについてお尋ねをしました。地域社会の維持のためには一定の人口が必要であり、人口減少は日本全体の傾向、問題ではありますが、少しでも人口減に抗っていきべきではとお尋ねをしました。町長は、何とか1万5000人という数字で踏ん張っていきたいということでした。いよいよその1万5000人の領域に足を踏み入れたわけであります。

多くの地方自治体の主たる財源となる地方交付税の算定要素には、人口が大きくかかわっていることは御存じのとおりです。いろいろな意味でも人口問題は、地方自治体にとって注視しなければならないことだと考えます。

そこでまずお尋ねいたします。今回の人口の1万6000人を切ったという数値は、町長の想定された範囲のものなのでしょうか。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時58分休憩

.....

午前10時08分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○町長（日高 昭彦君） 先ほどの蓑原議員の質問にお答えいたします。

人口についての質問でございました。議員おっしゃるとおり、人口というのは一つのバロメーターであり、元気度を図る大事な数値だと思っております。残念ながら4月1日時点で1万6000人を切るという結果になってしまいました。5月1日発表においては、若干は増加をしたんですが、いずれにしろやはりこの数値に関しては、改めて我々としては対策を急がなければということと、驚きという再認識をしたところでございます。今後とも我々が想定した人口ビジョンの数値よりも、若干早いペースでございます。本当に引き続き対策を講じていく必要を改めて感じているところでございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 町長もちょっと早いペースであると、いわば深刻というんですか、ある意味、受けとめていらっしゃるということで、ある意味、安心もし対策を講じられると



ということですから、期待しておきます。

ところで、交付税の申請というんですか、算定作業というのはコンピュータ等が導入されて随分楽になったんだろーと思いますけど、担当職員は一大作業、一大行事なわけですね。それで、地方分権21世紀ビジョン懇談会の中で、新型交付税というものが議論されたこと、論議・提案されたことがあると思いますけど、新型交付税について町長はどう思ってますか。

○町長（日高 昭彦君） 今言われたように、交付税の算定基礎となるというのが国勢調査の人口、非常に大きな要素であるというのは変わりませんが、新しく発表された方式は、それプラス町税の収納率でありますとか、または行政改革の実行状況、いわゆる国が言うには、トップランナー方式と呼んでいるようでございます。

そういう新しい条件も要件も相まっていると思っておりますが、やはり人口の占める大きな要因というのは相変わらず大きいと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） 今町長がおっしゃったのはいわゆる……。

○議長（川上 昇君） 発言許可をとってからお願いします。

○議員（蓑原 敏朗君） 申しわけありません。21世紀ビジョン懇談会、竹中平蔵さんが座長だったわけですけど、それとは若干違うようですけど、基本的にそれは人口と自治体の面積を大原則として判定しましょう、地方にそのほうが有利ですよという提案だったわけですけど。

現在のように人口が減ってきますと、必ずしも地方に有利とはいえないような制度で、いずれにしても、今、町長がおっしゃったトップランナー方式においても人口というのは大事な要素になることですから、人口の行方、動きについてはぜひ目を配り、その対策をぜひ講じていただきたいと思いますと思っております。

ところで、先ほどから人口と交付税の関係を言っておりますけど、議長、済みません、ちょっと総務課長にお伺いしたいんですけど、川南町の場合、1人当たりの交付税というのはどのくらいに、もちろん、おおむねで結構ですので、なっているんでしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

本町におきましては、1人当たり交付額が大体27年度におきましては15万6000円、それから22年度、5年おきにちょっと調査してみましたが、22年度におきまして14万6000円、今までの傾向としまして大体13万円から15万円の範囲で交付税が措置されているという状況でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） ありがとうございます。いずれにしても、私が持っている数値と若干違いますけど、いずれにしても1人減るごとにそのくらい大きく交付税は変わるんだよということですので、人口は交付税算定の大きなエレメントになるということですから、人口減はなるべくあらがっていきべきだろうと思っております。

ところで、人口ビジョンの説明を受けたわけですが、その中で世帯ごとの推移をあらわしていらっしゃる資料を見せていただきましたけど、非常によくできた資料だったと思ったわけですが、その分析、またその対応は現在どのようになっているのでしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 蓑原議員の御質問に再度お答えいたします。

昨年、地方創生の一環の中で人口ビジョンをお示しし、それをもとに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。その中でお示ししました世帯数の状況ですが、年々世帯数も減っていくという推計をしております。

これについての対策ということは、やはり人口の増と世帯数というのは、当然リンクするわけでございますので、今28年度からもろもろの取り組みについて具体的に進めてまいろうということ、今取り組むまだ前段の状況でございます。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 現在、対策を練っているというお答えのようですが、その中で将来、目標年度時に年間2世帯の若者世帯の転入を上げてもらっていました。もちろん転入世帯対策というのは、講じていただきたいわけですが、それ以上に減らない対策のほうが、むしろ重要なんじゃないかなどこのように、坂道を転がるように人口が減っていくような状況であったら、入ってくることももちろん検討しなくちゃいけないけど、それ以上に減ることへの対策が重要になってくるのではないんだろかと思うんですけど、町長、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり人口対策におきましては、まず、減らない、減らせない、まず増やす。それから外部からの移住を考えるという二本立てになるかと思えます。今言われるように、新しい不確定な要素で迎え入れる数字も当然考えておりますが、まずは今、地元の町内から本当に減らさないというのは大事な視点だと考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） 例年、川南町では1月3日に成人式を行っております。議会の広報委員会で新成人者を対象に、アンケート調査を行ったわけです。町長もそれをもとにした懇談会に参加いただきましたけど、そのアンケートをみると、意識調査をみると、川南町に仕事があれば住んでもいいよと伺えるような結果が少し表れていると思うんですけど、町長、どのように思われましたでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 成人式のアンケートに関しては、本当に議員の皆様が3年ずっと続けていただいております。本当にありがたいことで、感激するといえますか、2つありますが。

一つは、成人者が本当にちゃんと向き合って回答してくれるということに、ある意味感動をしております。そして、今、仕事があれば川南に住んでもいいよということの指摘でございますが、私たちの世代と比べて非常に今の子供たちは川南を愛してくれている人は非常に率が高いと思います。ほぼ、100に近い数字で川南を好きだと、だけど働く場所がないとい

うのと、もう一つはまだ都会に憧れがあるからまだ帰ってくる率は低いと思うという解釈でいいんですが、私たちの時代は、ほぼ全員憧れて外に行きたいというのがありましたので、その違いも考えながら、今の子供たちが何を望んでいるか、若者が何を望んでいるか、議員の皆様も今後も引き続きやっていただくということでしたので、本当に感謝しながら、これからもそういうことを続けていきたいと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） 私が若いころというのは、もう何十年も前ですのでよく覚えていませんけど、町長の話聞いてそうだったのかなと思ったところです。

町長は、私、去年の質問の中でも持続可能な地域社会をつくるためには、ある程度の人口が必要だと、そのためには生活が地域で成り立たなければならないと、もうちょっと言い換えれば仕事がないとだめですよという言い方をしたときに、町長は、企業誘致等も含めて新たな仕事をつくっていききたいというようなことを言われました。1年しかたっていませんから具体的な成果というのは求めませんが、もし経過等があれば、何か途中経過で変わったこと等があればお伺いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 今回の当初予算でも上げさせていただきましたけど、農業における企業誘致という取り組み、後ほどまた別の議員から質問があるかと思いますが、それは一つは新しい品目の導入であったり、今回、考えておりますハウス団地の建設であったり、そういうことでしっかりと働く場所を計画どおりつくるように努力してまいりたいと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） 農業関連の仕事を新しく準備中というんですか、検討中、対策を練っているということですので、期待しておきます。そのとき、多分、新しいことの中にキウイのことをおっしゃったんだろうかと一つは思うんですけど、私も議会も勉強会の中でキウイのことはちょっと説明を受けております。

それを受けて、農協の担当部署と思われるような方とちょっとお尋ねする機会があって、農協は「どんげねどう思ってらっしゃってね」と言ったら、賛成も反対もないと「なんでね」と言いましたら、「その情報ないから賛成も反対も言われんわ」というような回答でした。「ああ、なるほどなあ」と思いました。

町の職員からも行き違いのときに、歩いているときに「キウイはどげんなっちゃってですか」と聞かれました。ちょっとキウイのこと、いろんな仕事のことを検討されることは本当勉強されることはいいことだと思いますし、ぜひやっていただきたいと思うんですけど、余りにも情報が出ていないのではないだろうか、ぜひ、皆さんでいいことも悪いことも検討していただきたいと思うわけであります。

町長はもちろん御存じでしょうけど、もし間違っていたら申しわけありません。ゼネラル・エレクトリックのCEOだっと思いますジャック・ウェルチさんあの方が「選択と集中」という言葉をさきに言われたんだろうと思うわけですけど、得意な、日本の家電メー

カーなんかをみると総合家電メーカーというんですか、何でもちっちゃなテレビから電気冷蔵庫からコンピュータから何でも手を出します。じゃなくて、得意なものに集中して選択して、そこに集中させようというのがジャック・ウェルチさんの考えだったんだろうと思うわけです。

つい最近のニュースでも、パナソニックが液晶テレビの分野から手を引くというような報道がなされておりましたが、選択と集中を、ぜひ間違わないように、得意分野はもちろんそこに集中されるようお願いしたいと思います。その成功者としては日本で言えば、キャノンとか武田薬品だろうし、失敗といういい方は私ごときが本当失礼な言い方ですけど、東芝とかシャープなんかは現段階では失敗の代表なのかなと思うところであります。ぜひその辺を間違わないように、よろしく願いしておきます。何か見解があればお願いします。

○町長（日高 昭彦君） 講義を受けたような気になりましたが、選択と集中というのは、やはりどの時代においても大事なことであると思います。ある一説によると、誰にも売れるということは、誰も買わないと、誰に売るかを決めて売る、どこに売るかを決めてつくる。

そういう意味で自由という意味の重さかもしれませんが、それは我々がこの社会で今後生きていくために大事な視点だと思っておりますので、これからもいろんな形で御指導いただければと思います。

○議員（蓑原 敏朗君） マーケティングことをおっしゃいましたが、そのことも含めてよろしくをお願いします。

次に、人口も大きく影響すると思いますが、地域コミュニティについての質問をさせていただきます。

新しい自治公民館制度をスタートされましたけど、自治公民館長さんは大変御苦労されながら連日・日夜頑張っておられます。私は川南東校区なんですけど、大変頑張ってお苦勞されている姿をよく拝見しているわけです。

町長は先ほどの同僚議員の質問の中でもお答えにもあったようですが、現段階は新しい制度の過渡期である。そのようで緩やかないいところも見つかっていますよということでした。現段階ではおおむね思惑どおりに進んでいるとお考えでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） そうですね、こういう自治公民館というのは、ある意味ずっと永遠のテーマだと思っておりますので、今の段階において今できることをやっていくということとでございます。素直に答えるならば、順調にいろんな問題を抱えながら進んでいると私は思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） この制度を始めるに当たって、また町のホームページを見ますと、地域振興計画の策定、少子高齢化対策、個人解消その他もろもろ上げてらっしゃいます。それは、そのことも順調に進んでいるとお考えですか。

○町長（日高 昭彦君） 2年前からこの制度をスタートさせていただきましたが、最も大

事なことは、これから来る少子高齢化の社会に本当に耐え得る自治組織をどうやってつくるかということで、視点としてはどのくらいの規模の組織をつくれればいいのか。2つ目が、どのような形態の組織にすることが住民にとって理解されるのか。そして3つ目が、今ある地区をどこで区切るといふか、どの地域で結びつけるのが一番つながりが維持できるかという視点で長いこと検討させていただきまして、結果として今の形、小学校単位という川小は2つに分けていますけど、そういうことで現在、進めてさせていただいております。

○議員（蓑原 敏朗君） 済みません。ちょっとお答えが若干違うようでして、地域振興計画とか、その他順調に進んでいるんでしょうかという質問のつもりだったんですけど……。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの蓑原議員の御質問にお答えします。

まず、御質問にあります個人解消とか、地域計画、少子高齢化対策についてなんですが、振興班加入世帯の解消については、平成28年4月1日現在での振興班加入率が74.22%ということで、この制度開始しました平成26年4月1日当初の数値69.9からは4.32%ということが増加していることから、自治公民館長を初めとする役員の方々の御尽力により、前進しているものと理解しております。引き続き加入促進に努めていただきたいと思いますところでは。

次に、地域振興計画についてですが、スタートして2年を経過して、次のステップとして今年度から各自治公民館の地域振興計画の策定に取り組もうとしているところです。

昨日、6月期の自治公民館長会において、計画策定に当たってのプロセスを説明し、今月に予定しております自治公民館長研修においても、先進地研修先でそのプロセスであるとか、内容について、再度研修予定しているところでございます。今現在は、現在進行形ということで御理解いただければと思います。

最後に、少子高齢化対策についてですが、地域づくりの説明会で少子高齢化対策という言葉を使わせていただいた経緯としましては、少子化による人口減少や高齢化による自治組織離れというのは、将来、自治組織の存在を大きく揺るがす原因となることが予想されるということから、町民に不安と混乱を招くことのないように少子高齢化に伴う自治組織の維持のための対策という意味で制度の導入説明をしたところでございます。ですので、少子高齢化対策について進んでいるかと言われますと、ちょっとお答えづらいんですけども、そのようなことで御理解いただければと思います。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 少子高齢化、どんな立派な自治公民館組織をつくっても少子高齢化というのは、ある意味防ぎようがないというんですか、ある意味、社会現象だろうと私は思っております。だからそれに耐え得る組織をつくるのが少子高齢化対策になるのかなというふうに、私個人は理解しているところですけど。

先ほど町長は、自治公民館制度を始めるに当たって、規模、形態関係等を含めて現在6つ

したんだよというお話でした。それでは町長、地域コミュニティの適正な規模はもちろん配慮されたわけでしょうけど、どのくらいが適正だと、川南町6つありますけど、ちょっと大きさに差異があると思うんです。適正な規模というのはどのくらいというふうにお考えなんですか。

○町長（日高 昭彦君） 適正な規模という質問でございますが、簡単そうで難しい質問です。

何をやるか、例えば最初の議員の質問があったと思います。敬老会をやる、そういうときの適正規模、今回の梅雨に入って自治防災組織、避難訓練をするときの適正規模、その都度、多少変わるかもしれませんが、要するに動きやすい範囲をつくり出すための組織だと思っております。

自治公民館、今の小学校区ごとの自治公民館で、もし大きいという判断があれば、それはその都度振興班であったり、旧分館枠であったりそういうことを柔軟に取り組みながら対応していくべきだと思っておりますが、最終的には、一つの独立国というイメージはこの小学校校区で独自の自主計画をつくっていただきますので、そういう規模で私は適正であると、そういうふうと考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） 先ほどの振興班長会で、町長が御挨拶の中で申されていたようですが、この自治公民館制度も新たな課題も見えてきたので、対処していくとおっしゃいましたけど、新たな課題とは具体的にはどんなことを指していらっしゃるのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 私の今考える中では、2つあるかと思っております。

1つはいいほうに新しく展開できる新しい動き、新しい組織に対する可能性。もう一つはマイナスのほうになるかもしれませんが、振興班があつて分館があつた時代からすると、考えによっては分館がなくなったと思われる方々もいらっしゃいますので、それはもともとの分館に値する組織はあるという、そのつながりを振興班と自治公民館、それが遠い存在であると思われる方々にとっては、何らかの手を打つ必要があると思っております。

言いわけになりますが、振興班が川南町独自の組織であるというのは、もう議員も御承知のとおりだと思いますし、その形態、形とかやり方いろんな行動にとっても非常に多種多様でありますので、それをトータルとしていい方向に進むべきだと考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） 私の住んでいるのは旧第1分館なんです。以前は結構、分館主催で行事もありまして、当然、振興班対抗のいろいろな大会、行事もありましたので、私たちも振興班長が言えば好むと好まざるにかかわらず参加していたわけですけど。現在は、自治公民館主催の行事があつても正直ほとんど参加されないのが私たちの地域なわけです。

ただ、先ほど町長がおっしゃいました新しい課題の中、また柔軟に対応したいということの中で、振興班と自治公民館の関係が私の地域で見る限り、ちょっと関係性がうまくいっていないんじゃないかと思っている私自身は思ってたわけです。旧分館の機能をうまく利用する

ことによって、いいところは復活させるというんですか、現に私がお聞きするところでは、旧分館制度にほぼ近いような形態で行事等をやっている地域もあるようです。それをもって自治公民館に参加するというような形もとってらっしゃるところもあるようです。

だから振興班をうまく機能させるためには、やはり旧分館というのは何らかの利用することも考えるべきじゃないかと思うわけです。現に役場からの文書等においても、旧何々分館という表現もあっていると思うんです。

だから今の制度を100否定するつもりは全くありません。うまく旧分館制度も利用していたらいかがだろうかと、町長は先ほどその辺も柔軟に対応したいということでしたから、そうなんだろうと思いますけども、もう一遍その辺のことをお聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） まさに議員の御指摘のとおりで、失礼な言い方になるかもしれませんが、分館制度のときに非常に活発であった分館ほど、余計そこがなくなったという残念な思いをされているという話は非常に聞きます。そういうところをやっぱり今後の大事な課題でありますので、大事なことは、住民がしっかりこのまちで生き抜く、このまちでよかったと、この組織でよかったと思えるような形をつくり上げることだと思っておりますし、そのために今、自治公民館制度の中で何ができるか、何が足りないかといえば、本当にその都度、その地区によって特色もあるかと思っておりますので、しっかりと向き合って今後に向かいたいと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） よろしくお願ひします。ところで、町長、自治公民館活動というんですか、自治公民館の究極の目的はなんだと、これは正解は多分ないだろうと思うんですけど、何だと思っらっしゃいますか。

○町長（日高 昭彦君） いろいろメモも回ってきているようでございますが、やっぱり究極の目的は、この地域において我々住民がどんな生活をするか、どんな目標を達成するか、どんな生活をして生きるかということだと思っておりますし、そのためには自主的な動きがとれる体制、自主的な組織であるための自治公民館であると思っております。

究極の姿というのは、例えば川南町と県で言えば、これはあくまでも上下ではなく対等な関係であると私は思っておりますし、それが望ましいと思っております。ですから、振興班と公民館も形が違いますけど、対等な関係であって、お互いが自主的に動ける体制になることだと思っております。そういう特色のある自主的な活動ができる組織をつくれたらと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） まさに町長のおっしゃることだろうと思うんですよね。地域にいろいろ問題があったとき、住みやすくなるためにその問題を解決するために、いざ鎌倉ちゅうときに備えておくのが日々の活動なのかなどと思っております。そのためには、焼酎飲みをすることもいいだろうし、ソフトボールをしたりグランドゴルフをしたりすることもあってしょうし、そんなことで地域の課題を解決するために備えておくというのが、私は自治公民

活動なのかなというふうに思っているところです。

その中で、一つ気になるのは、これはいいか悪いかはよくわかりません。もし自治公民館自分たちの活動であるなら、金額の多い少ないは別にして、少しは負担金というんですか会費は取ったりすべきではないかなあと、今は全額おかげさまで町のほうからもらっております。もちろんそれが、いいよ、ありがたよと思っていらっしゃる方のほうがもちろん多いんだろうと思うんですけど、少し私はちょっとひねくれているのかもしれないんですけど、やっぱり少しひっかかるんですよ。町長、どうお考えでしょうか。

**○町長（日高 昭彦君）** 目指す組織、先ほどと重なりますけど、みずからの課題をみずから設定して、みずから解決できる、それが理想の組織だと思いますし、そのために、例えばみずから勉強するためにお金が必要であれば、それは手出しをするべきだと思いますし。

現に、うちもそうですけど振興班にとっては、いまだに会費をとって自主的な活動をされているところもありますので、議員が言われるように、何もかももらうんじゃなくて、自分たちもできることはやると、できないことは町にも相談する、自治公民館にも相談するという形がいいんじゃないかなと考えております。

**○議員（蓑原 敏朗君）** よろしく御指導お願いします。でないと、自治なのか行政主導なのかよくわからないような形に、ときとしてならへんかなあというふうに危惧しているわけです。

熊本では大きな地震がありました。あれを見ていると思うわけですけど、いざ何か起こったら人のつながり、もちろん地域外からの助けも必要ですけど、地域内のつながりが一番長い目で見れば大きくなってくるんだろうと思います。ぜひ濃密な地域のきずなを持った地域づくりに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に行事等についてちょっとお尋ねしたいと思います。

昨年までは、口蹄疫の処理作業終息に合わせるなどして、運動公園の上の鎮魂碑前で大々的に慰霊祭を行っておられたわけです。今年はどうされるのかなあと思っておりましたら、この議会が始まるときに、行事予定表に書いてありましたけど、7月1日に慰霊祭を運動公園ふれあい広場で開催される旨の行事予定表が配られました。

このいろんな行事につきましては、発生にあわせていろいろなことをやられたほかの団体もあるようです。よい出来事よい思い出ではありませんでしたので、記念式典をいつまでもというのは疑問もあるでしょうし、何も大々的にいつまでも記念行事を毎年行う必要は、私個人は感じてはいないわけですけど。

ただ、この起こった口蹄疫のことについては、この事実は風化させることはなく、また、全国から本当に大きな応援・支援をいただいたわけです。この記憶だけは、絶対忘れてはならないだろうし、二度と起こさないという日々の活動は、むしろ必要だと思うわけです。いかがでしょうか。



○町長（日高 昭彦君） まさしく御指摘のとおりだと思います。

本町としては、7月1日を生まれ変わるといふことで、リーボンズデイといふことで慰霊式のほうもさせていただいております。ことしで丸6年が経過といふことで、ある意味、県を呼んでの式典といふのは節目、節目に今後、10年、15年といふところでやっていきたいと考えております。

今回に関しては、町内の関係者でやっていくといふことでございます。大事なことは、御指摘にあるとおりこの教訓をいかに今後生かすか、そして、二度と発生しないための努力を我々は続けられるかだと思っております。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 記念行事といふんですか、式典は私もそんなのでいいと思うわけです。人間喉元を過ぎれば何とかと言いますよね。ともすれば人間嫌なことは忘れやすいそうです。だから生きていけるんだよといふ指摘もあるようですが、口蹄疫などの伝染病は、発生農家だけが被害を受けるわけではないわけですよね。近隣の同業の人たちだけでなく、あの場合は野菜農家や園芸農家もいろんな影響、もちろん商店街等もいろんな影響を受けたわけです。

消毒にかかわることは、必須作業、必ずやらなければいけない作業、そのための経費も必要経費と認識を徹底されて、指導を心がけていただきたいと思っております。要は二度と起こさない、絶対に起こさないとの認識を持って畜産行政を進めていただきたいと思っております。決意のほどお願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） 何度も同じ答弁になりますけど、本当に口蹄疫だけを振り返っても、町全体に与えたダメージといふのは、いまだにまだ拭い切れない部分があるかと思っております。

本当に二度と起こさないために何ができるかといふのは、我々行政の仕事だと思っておりますので、今後とも議員の皆さんも一緒にお力を貸していただければと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） ついでに記念行事について、一つお伺いしたいことがあるわけですが、記念行事、アニバーサリー行事についてお尋ねします。

本町は、よく「開拓のまち」といふことをうたっております。一部町民の間では残念ながら、ときの経過とともに過去の歴史への意識も薄れつつあり、よい意味の開拓魂を思い起こし、先人たちの苦勞をしのび、今後のまちづくりにするよふな機会があつてもいいんじゃないかといふお考えを最近聞いたわけですが、町長、どのようにそのことをお考えでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 開拓といふキーワードは、川南町にとつてはなくてはならないものでありますし、いろんな意味の、当たり前開拓といふ意味がありますが、現在においては、ある人たちは第三の開拓だといふていらっしゃる方もいらっしゃいます。

それは、大きい意味で言へば開拓といふのはウエルカムだと、それは農地を耕してきた開

拓であるけど、今後は自分たちの心も耕したいし、地域の可能性も耕したいということで、開拓という言葉は本当に今後、ずっといろんなところでキーワードとして使っていきたいと考えておりますし、今後の町に大事な部分であると考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） 私が中学校のときにはあったわけですが、町長が中学校のときにはもうなかったのかもわかりませんが、町長も野球をやっていたらっしゃいましたけど、この時期、国中と唐瀬原中学校の対抗試合がありました。野球とかテニスとか、ほかの種目も含めて。

それは当時、挨拶の中で私は初めて、まあ、勉強をするようなタイプじゃなかったものから、よく知らなかったわけですが、天皇行幸という言葉は初めてそこでお聞きしましたし、その意味も知ったわけです。だから、そのときに単純に唐中との野球の試合と思っておったわけですが、私は国中でしたから、天皇行幸を記念された行事だったわけですね。

そんな意味で、かつては何かしらあったわけですが、ほかの行事ともこの時期、時期はいつでも町長がいいと思われる時期でいいんでしょうけど、先人の足跡を振り返るといいますか、何も大々的にもものすごい行事をやる必要はないと思うんですけど、特に若い人たちに、川南町は開拓のまちなんだよということを、忘れがちになってきているのではないかなと思うわけです。先ほども言いましたけど、ほかの行事とも抱き合わせ等で何か検討されるようなおつもりはありませんか。

○町長（日高 昭彦君） 今言われた天皇行幸というのは、私の知る限り6月6日だと聞いておりますし、以前はその日にあわせて福祉大会をやっていたと。ただし現在は、さすがにその直近の日曜日を選んだということで、今回は、おとといの日曜日になったと思っております。

議員が開拓の時代の野球の対抗戦、そういうことがあったということでございますが、いろんな形で、実は今年の2月に、自主的な住民による「開拓70周年」もやっていただきました。やはり町として、先ほども言いましたけど、開拓という思いをどこかでつなげるために、無理のない範囲で我々はしっかり何かの形をつくっていくべきだと感じております。

○議員（蓑原 敏朗君） ぜひよろしく願いいたします。まあ、各種記念行事等については、開拓関係も含めて次の代につながるように、何か意義のあるものにしていただければと思うわけです。ちょっと時間がなくなってきたので先を急ぎます。

次に、広報・広聴についてお尋ねします。

先般、議員発言により健康づくり条例が制定されたわけです。ぜひとも住民・行政・議会も協力して健康で、町長が常に言っている明るいまちづくりに邁進したいものだと思っておるところであります。執行部もいち早く対応され、健診の本人負担をなくすなど取り組んでいただいて、大変うれしい限りであります。

関連しまして、人間ドックの補助等が27年度は余り利用されていませんでした。もちろん

担当部署では、住民への周知に努力、奮闘されていることと思います。ただ、結果として私自身も知らなくて大変恥ずかしい限りですけど、必ずしも情報が住民に伝わっていないこともあるんじゃないかと、そのとき思ったわけです。これは単なる一つの例ですけど、今一度、住民への行政情報の伝達を吟味する必要はないものでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 現代において、情報というのがいかに大切であるかというのは、もう皆さん御承知のとおりだと思いますが、今までは、いかに情報を手に入れるかということだったと思いますが、ネット社会になって一説によると500倍に増えたと言われております。

ということは、どれだけ大切な情報を手にするか、逆に言えば我々はちゃんと必要な方々にどうやったら情報が届けられるかというのが大事な視点でありますので、議員が御指摘のように、しっかり我々もやっているつもりですが、残念ながら届いていない現状があるのは承知しておりますので、今後ともしっかり向き合って頑張っていきたいと思います。

○議員（蓑原 敏朗君） ぜひ住民にうまく伝達されるようにお願いします。

次に、広聴についてです。

行政はともすれば、広報のほうは力を入れるけど広聴についてはちょっと・・・というところがないとも限らないと思うわけですけど、御存じかもしれませんが議会では、町内各所に意見箱というのを置いております。町民の意見を聞いて、議会運営に資するために置いているものです。

中には、必ずしも建設的とは思えないものがあります。でも、ときには光るものもないことはないわけです。ただ、この御意見の多くは、行政にかかわることが多いような気がするんです。町長部局でも、審議会等を設けられていろんな町民の声を聞いて反映されていると思うんですけど、難しいことでしょうけど、声なき声を何か徴するようなことは御検討されないものでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 情報に関してのことでございます。本当にいろんな住民の意見があるのは承知しておりますし、それが、一つではないのもわかっておりますが、今、議員が言われるとおり町民の声なき声というか、まあ、つぶやきと言いますか、そういうところにもしっかりと大事な部分があるかと思えます。

まず、目に浮かぶのはいろいろな会議をして、その中で意見を言っていたきたいと思いますが、住民のほとんどの方はなかなかそこでは意見はよう言わんと、そういう声を我々行政がいかに拾っていくかだと思っております。

○議員（蓑原 敏朗君） もちろんいろんなところで、町長、目配り・気配りされて町民の声を聞くよう努力されているのだろうと思いますが、ぜひともサイレント・マジョリティっていうんですか、声なき声にもぜひ耳を傾ける努力をしていただきたいと思います。

次に、第5次長期総合計画が後期基本計画、人口ビジョン等いろいろ各種計画の説明を受

けたわけですが、現状認識や分析、一部課題についてはよく把握されていると思います。ただ、肝心の、ではどうするのか、どうやってそうするのかという部分と、ランドデザイン、これがうまくいったらこうなるんだよというのがちょっといま私にはよくわからないわけです。もっともその部分が困難なことでしょうけど、それなくして持続可能な川南町はできないと思うわけです。ぜひとも強い町長のリーダーシップ、行動力を発揮され、計画の具現化、具体化をしていただきたいと思います。

もう時間がなくなりましたので、町長の決意をお聞きして、これで質問を終わらせていただきます。

**○町長（日高 昭彦君）** まあ、決意ということでしたので、発表させていただきますが、いろんな各種計画をつくりませんが、それはやはり議員が言うとおりに、実際に動かないと何の意味もないとっておりますので、具体的な数字に対する具体的な評価、PDCAと思いますが、そういう検証をしながら一つずつ確実にクリアをするように、職員一同頑張っていきたいとっております。

**○議長（川上 昇君）** 次に、徳弘美津子君に発言を許します。

**○議員（徳弘 美津子君）** 通告書に基づき、質問をいたします。

平成26年版の国民生活基礎調査の概況の発表によりますと、15歳以上の女性の就業者の正規社員の比率は、20代前半で57.3%、20代後半で最高になりますが23.3%となっております。2015年総務省発表の資料から見ますと、正規職員と非正規職員では年収も差が出ております。また、結婚率も非正規職員では低くなることは現実に言われていることです。

全国で行政改革の流れで、民間でできることは民間でと給食センター、老人ホームなど、そして保育所の民営化を進め、この七、八年で川南も4つの公立の保育所から3つの認可保育所になりました。公立に比べ、認可保育所は国や県から措置されるとのことで、保育事業の拡充が進められるとの期待の中で議会も可決してきました。しかし、一方で町も措置費の一部を計上しておりますので、監督の責任はあると思います。その責務の中で、委託した民間事業所の職員処遇にも目を向けているのでしょうか。

川南町も3月には、1万6000人台を割りました。いろいろ手立てをして人口の流出をおさえようすることは理解できますが、働く場の確保を行政として隅々まで目を向けているのでしょうか。昨年の12月議会で保育士の立場での育児休暇や処遇改善を質問してきました。

その後、全国では保育士不足などによる待機児童の保護者が、仕事につくことさえできない状況を訴えて、国もようやく保育士の皆様の処遇に目が向けられました。昨年12月での一般質問でも同じようなことを申しましたら、町長は「大事なことは我々としては今現状がどうなっているのか、そういう状況を把握すること」そして、もう一つは、「現場の声を言われるようにしっかり聞いて、町として必要なことは今後取り組むべきだと思います。」と言われました。

そこで質問は、私立保育所の正職員の人数においては差がありますが、どのように考えるか伺います。また、一般質問の確認として、私立保育所の処遇改善手当は支給されたか。また、加算額はきちんと保育士に支払われたか。そのような聞き取りがまだできていなければ、今後、確認作業を行う予定があるのか伺います。

次に、病後児保育や乳児園についての調査や検討のことですが、安倍総理は昨年9月に、経済成長の推進力として、新たな三本の矢を発表しました。GDP600兆円、出生率1.8人、介護離職ゼロ、1億総活躍と掲げましたが、具体策は現状提示されておりません。

消費税10%を先送りしたことにより、福祉にかかる財源が確保できない様相の中、現在の出生率1.4人がこのまま続くと、西暦3000年には日本の人口は27人になると試算されております。しかし、安倍総理のうたった出生率1.8人でも維持できず、実際は、2.07人でないと維持できないとなっております。このままでは日本はなくなるとさえ言われております。

潜在待機児童、つまり子供を預けて働きたいが、受け入れる保育所がないことで働くことができないために待機している児童が、6万5000人と言われております。男性の育児休暇取得率を13%を目標としておりますが、現実、中小企業での受け皿は整備されておりません。

2015年総務省発表の資料により、宮崎県の平均所得は全国47都道府県のうち42位、川南の平均所得は2015年全国で1,741自治体中1,573番目、県内では26市町村中16番目となり、その所得は232万円です。結婚して2人で働くことがほとんどの家庭状況であると考え、知り合いも子供を産み、産休が終わり次第育休も取らずに職場復帰したいと願っております。同居や近くに住む祖父母も仕事をしなければなりません。シングルマザーも決して減る傾向にありません。

働く女性の支援として、どんな状況になっても子育てと仕事が両立できる社会基盤を創設することが、地方に生きる、地方を残す私たちの責任であると考え、おのずと若い世代が住みやすい環境をつくっていくことができるのではないのでしょうか。

前回、通告書なしで乳児園の設立の提案をしたので、明確なお答えはいただけませんでした。そのときに町長は、「乳児専門の保育園についても公務員がやるというのは、民間でできない部分という視点は十分あります。採算が取れない部分については、やっぱり公の機関が責任をとるという議論をしっかりと私は持っているつもりであります。」と言われましたが、実際にどのような調査なり検討を担当課に進言されたか、していないのか、御自身の構想の中にそれらの考えがあるのかないのか伺います。

病後児保育についても、再三申し上げておりますが、それに向けての聞き取りなど行えたか伺います。

ひとり親家庭医療費助成についてですが、昨年度より18歳までを対象とした子供の医療費助成があります。これと窓口負担が変わり、ひとり親家庭医療費助成については3割相当額を一度支払い、後で助成されるとなっております。子供が数人いてインフルエンザにかかる

ものなら、家族で1万円もの支払いをしないとならず、家計にも負担があり苦しいと、ひとり親の方から切実な声を聞きました。子ども医療費助成と同等な取り扱いができないか、改善策はないか伺います。

次に、川南も持ち家取得助成や川南町新婚家庭家賃助成などやっておりますが、今年度より、さまざまな規約の中に振興班加入となっているようです。川南特有の振興班加入を条件することに、町外から来る人に魅力ある事業になるのか伺います。

今、地方創生で、いかに地方に人が住むようにするか、さまざまな自治体が模索しております。木城町に至っては、住宅取得奨励金で、新築取得では町内業者建築は、建築費の20%以内で最高200万円、町外業者でも100万円の助成をされています。また、出産祝い金や就学祝い金を出されています。

川南の持ち家取得助成では夫婦合計年齢を細分化したり、町外業者では、一部を商品券に回したりと決して魅力ある金額ではない以上に、振興班加入を前提とすることになっております。町長はそうなった経緯をどのように考えているか伺います。町の事業に、先ほどのように振興班加入を前提とするのなら、それに向けた取り組みをどのように考えていくのか伺います。

それから、自治公民館制度になる2年が経過しましたが、振興班加入促進について、館長のみならず住民一体となって取り組まれているかについても伺います。

最後に、川南町特有の俗人的つながりの振興班制度を現在の自治公民館で、今後どのように考えていくか伺います。

以上は質問席にて、よろしく願いいたします。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時05分休憩

.....  
午前11時15分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○町長（日高 昭彦君） 徳弘議員の質問にお答えいたします。

幾つももらっておりますので、順番にいきたいと思います。

まず、私立保育園の正職員の人員の格差についてでございますが、4つほど私立がありますが、めぐみの聖母保育園が73%という高い状態でございますが、残りの3つは30%前後でございます。

各施設とも保育基準の中での保育士の数は当然確保されております。本来は正職員という

配置が望ましいかと思いますが、一方で職員の中には家族の都合で雇用形態、パートであるとか、そういうことを望まれる職員もいらっしゃいますし、税金等で給与の調整を望まれる方もいらっしゃるのが現状でございます。

県のほうの指導に基づいて保育基準の職員配置の指導は行いますが、その雇用形態、正職の割合というところまでは行っておりませんので、町としてもそこまでの指導は行っていないのが現状でございます。

2つ目の給与について、処遇改善手当では支給されたかということでございますが、その加算分は上乘せされております。そして賃金に反映されていると認識をしております。

3つ目の病後児保育や乳児園についての調査ということでございます。

病後児保育については各保育所に聞いてみましたが、現在としてはまだ実施できない状況でございます。理由のほうは4つほどございますが、1つは利用者がなかなか確定できない、少ないということで継続的な実施が難しいと。2つ目が看護師、準看護師等の確保が困難であると。また、事業を行う専用スペースの設置が必要であると。また土地の確保も必要であるということで、現状としては、まだ取り組めてない状況でございます。

平成26年に就学前、ゼロ歳児から5歳児までの保護者にアンケートを行っております。その間、病気については、そのときどう対応しますかというのは、8割の方はお母さんが休んで対応すると。もし、そういう病後児保育があれば利用されますかということで、3分の1の方は利用すると。3分の2の方は利用したいと思わないというアンケート調査でございます。

今後、これからの時代を見据えて、こういう病後児保育については、これからの検討する必要がある。あと、ひとり親世帯の医療費助成についてでございますが、もう少し簡便にできないかということでございます。入院については、現物給付ということでございますが、入院以外については償還払いとなっております。

複数の病院を行かれる、また町内外問わず、そういう医療機関に行かれますので、上限月1,000円ということでございます。それを把握する機関が別に必要でありますので、現状としては後ほど申請して、それが返ってくるという状態でございます。

次に、振興班加入についてということで、持ち家取得も含めて、いろんな提案をしていただきました。川南町にとって、振興班というのは、特殊ではありますが、やっぱり大事な組織でございますので、外から来ていただく方々に、まずは来ていただいてということではなく、振興班というものの、ある程度、理解をしていただいて、町としては加入促進をしておりますので、そういうもとの、今回の持ち家制度についての条件とさせていただきます。今後について、議員が言われるように、それで大丈夫なのか、本当に人が入ってくるのかということはこれからの検証を踏まえた上でのことになるかと思っております。

振興班についてが、いろんな形で出てきております。また、それぞれのところで答弁をさ

せていただきたいと思います。繰り返しになりますが、我が町の特色であり、これをしっかりどうつなげていくか。自治会組織、公民館組織の中で、公民館活動の中でどう取り組んでいくかというのは、我々のテーマでありますので、今後とも、いろんな形で勉強させていただければと思っております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ありがとうございます。

それでは1つずつ、いってみたいと思います。

まず、正職の比率って言うことで、先ほど言われましたように、その保育士の方々の立場によって自分が正職を望むのか、パートがいいのか、臨時がいいのかということを受けながらやられてる保育所の考え、思いなんだと思うんですが。

現実、例えば、もう私、名前言わないでおこうと思ったんですが、めぐみさんの場合は保育士さんが18名です。そのうち14名が正職、パートが4名、これ去年12月にいただいた資料ですので、また変わってるのかもしれませんが、ということ、ほとんどの保育士さんが正職でやって、あとはシフトの関係で、多分パートさんを入れてるんだらうと思うんです。

一方、東とか十文字が25%なんです。例えば、東でいけば16名の保育士さんに対して4名が正職、8名が臨時、パートが4人、十文字に関しては20名の保育士に対して5名の正職、臨時が1名、契約社員っていうのがいて4人です。あと、パートが7人。

確かに働く側の立場もあります。やはり受け手である保育所が正職員で募集をかけているのかということになると、果たしてどうなのかなど。働く場を確保するために、例えば短大を卒業したり、専門学校卒業、保育士の資格を持った子たちが資格を受けるときに、まず、絶対的に、ここの保育所は正職採用ですって言ったなら、多分人は来ると思うんです。

もちろん、若い人に限らず、例えば、主婦の方たちもいたりしているんですが、働く場の確保としたときに、例えば公立で、昔のように公務員が保育士になるという時代がなくなってきた今、きちんと町が措置をしている保育所が正職員採用をうたっていくことのほうが可能ではないか。そのほうが、働く場の確保として町は考えていってほしいのかなと思って降りますが、そういった考え方についてどのように思われるでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 働くことの意義というのは、議員も当然、御承知だと思うし、現代において働くことが、重要な生活の中の一部であるというのは認識をしております。その中で、安定的に働きたい方にとっては正職員っていうのが一番望ましい形であるかと思っております。

先ほども申し上げましたけど、そういう状況の中で、まだ、正職員ではなく、時間的にはパートを望みたいんだと。また給与の調整も望みたいんだという方がいらっしゃるのも事実でありますので、町として、仮に私立保育園のみに話をさせていただければ指導できる範囲は限られるかもしれませんが、川南町として、しっかりとこの町を維持するために働くこ



との意義というのは考えていきたいと思っております。

○議員（徳弘 美津子君） 1つ確認なんです、園児1人に対する措置費というのが大体決まってるんです。ゼロ歳児は十五万幾らとかいう、保育所の規模によって決まってるんですが。

例えば、正職員が何%であろうと、その数字比というのは、全く変わらないっていう考え方でよろしいのでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

臨時職員の場合は、常勤換算とかいう形で職員を換算して、数値を出します。その関係でその基準を満たしていれば、1人当たりの基準額というのは変わらないとなっております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 例えば、保育所の年間、はっきり言います、めぐみさんが昔からやられてるので、数字が出てるんですが、めぐみさんの場合が大体、月の数値比が12月にいただいた資料の中では820万円ということになっております。これは、処遇改善が入ってるのかなと思うんですが。これで、保育所の維持管理、数値比の中で運営をしていくわけです。例えば、めぐみの場合は大体、年間9000万円ぐらいとかなると思うんですが。例えば人件費を占める割合が何%でないといけないというような決まりがあるのでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑に再度お答えいたします。

措置費の中で、人件費を占める割合が何割という部分に関しては、私のほうでその部分まで把握しておりませんが、確認してお答えをしたいと思います。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ぜひ、27年度の結果を4保育所についてはお教え願いたいと思っております。

結局、先ほども言いましたように正職員を上げるっていうことが町の方針であるということ、保育所側にもお願いをして、やっぱり働く場の確保、正職員で保育士がいるっていうまちづくりというものを、やっぱり進言していただきたいなと思っております。

次です。

保育所の処遇改善手当は払われたということで、先ほどからずっとめぐみさんで言って申しわけないんですが、12月で聞いたのでは、大体92万960円となっておりますが、これはきちんと保育士の方に払われているのでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

平成27年度の賃金改善実績書で見ますと、めぐみの聖母保育園につきましては、教育保育従事者に係る賃金改善実績としまして、一月当たりが1人当たり1万3636円。それから、非常勤の職員でございますが、非常勤の職員につきましては、一月当たりが1万8848円。それから、保育従事者以外の部分の賃金改善実績としまして、1人当たりの賃金改善額が月1万

3712円という形の実績報告をいただいております、電話等でも確認したところでございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 聞き間違いかな。非正規職員のほうが多いということですか。

○福祉課長（篠原 浩君） 賃金改善実績報告書の中では、常勤職員と非常勤職員を分けて報告をされておりますが、その中では保育関係従事者の常勤職員が、平均でございますが、一月当たり1万3636円。非常勤が一月当たり1万8848円。これは賞与一時金、職務手当等で支払っているという形の報告を受けております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 今、聞くと、非常勤のほうが、結局、その差を設けてるということだと思っております。

この処遇改善手当の使い道っていうのが、実は川南ではありませんが、違う自治体なんです、その保育士の方が、そのあたりに聞くと、人件費に全て使わなくていいんだみたいな言い方をされるらしいんです。だから、その処遇改善の使い道っていうものが把握をされているでしょうか。課長のほうでは。人件費だけで使わなくていいっていう言い方をする理事がいらっしゃるってことの保育所があるそうです。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

今回の公定価格に上乘せされました、平成27年度の賃金改善につきましては、12月ぐらいに各保育園から改善計画を出していただいております。その中で改善分、処遇加算の上乗せ分、それを超える額を実際に賃金に反映するという形の計画を出していただいて、最終的に今回の実績報告を出していただいております。

その点を見ますと、町内の委託している保育所につきましては、その改善分は全額賃金のほうに充たっているとふうに解釈しております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 今後も、きちんとそこあたりを、確認を毎年していただくというのかなと思っております。

病後児保育と乳児園についてですが、今の既存の保育所の中ではなかなか、その規模はないということですが、川南では私立、例えば、川南病院や国立病院の中に保育所がございます。そちらあたりが病後児保育に取り組むことっていうことは可能なか可能ではないのか。町が聞くことができないのか。教えてもらえますでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

病児病後児保育の関係で病院に併設された保育園関係で取り組む形はできないかということでございますが、現段階で川南病院の中にある保育所につきましては、そこに入ってる従業員の方のみの保育所という形になっております。

そういう形でございますと、なかなか取り組めない。その中だけの人たちっていうよりも開放していただかないと、なかなか難しいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議員（徳弘 美津子君）** まず、そしたら、乳児園のところでお伺いしたいんですが、乳児園には、認可保育所には町が園児数により措置数が段階的に決まっております。

昨年いただいた資料によると、ある認可保育所の乳児1人に対しての措置費は15万3010円となっております。当時は12名の乳児で月額184万円となっております。つまり乳児3人で1人の保育士ですので、4人分の保育士と看護師の人件費は十分確保できます。

ある意味、乳児は金の卵ともいわれると聞きました。しかし、慢性的な保育士不足や看護師の確保、部屋の確保など、無制限に乳児を受け入れることはできません。さて、川南では4月現在でゼロ歳児は川南町の公立で10名、認可保育所4カ所で22名となっております。

年間、昨年がどれくらい子供が出生されたか確認できておりませんので申しわけありませんが、100名程度としたときに、現状で5人に1人の乳児が保育所に預けられていると思いますが、先ほど言った働きたい女性の底上げとして決して多い数字ではないと思います。

町長が12月で言われた町としての責務の中で、民間でできない部分は公の機関が責任を持ってやると言われました。そのために公立保育所が、希望する全ての乳児を受け入れるハードを整えていくようにすれば、先ほど言ったような潜在待機児童の解決になり、数字に表れない、例えばハードがある、乳児園があるから、じゃあ働こうかと、そういう起爆、ニーズがないからつくらないではなくて、まず、ハード面を整える。それができるのが公立だと思うんです。保育士の確保であるとか、これから行革の中で保育所をどうしていくかの話の中でいくと、乳児園こそ公立が責任を持ってやるべき姿であろうかと思えます。

確かに、採算的には私立ではあうんですが、いかんせん、そのハードの、部屋の関係で確立できないと。今後を考えていくときに、乳児園を川南に設立っていう考え方が、現実的に可能なのか、それとも「いやいや、これは無理ですよ」という世界なのか。町長のこれからの姿勢として伺います。

**○町長（日高 昭彦君）** 私の姿勢ということでございますが、公民である以上、費用対効果を全く度外視して考えることは無理だとは思いますが、民間にできないことを、我々公の機関がやるという視点は当然、大事なことであります。乳児園について、今の段階では、まだ答えを出せる状態ではございませんけど、やはりまずハードを整えて待つという方法とアンケートなり需要を聞いてからつくる方法、それはどちらをとるかは別にして、可能性は探る必要があると思っております。

**○議員（徳弘 美津子君）** 今、言われていたように人口はどんどん削減して、3月は三百何人の人が、結局人口が減っているわけです。三百だったか、九百九十か。

もう、拍車がかかっているわけです。やはり早急に、そういうものをやろうという姿勢を打

ち出すのか打ち出さないのか。いつまで待たたって、結局、若い人たちは見切りをつけます。隣の町では保育料が無料です。行こうかな。保育所の時代だけ行こうかな。本当に保育料が無料というだけで行くんです。今の人たちがどういう立場にいるか、早急なやっぱり考え方をやっていかないと川南に人は残りません。

私が言うのはもちろん流入、外から来るっていうのも大事ですが、基本的に子供の生める人がもう1人生みたいっていう、ずっと言っております、もう1人生みたいという政策が今の川南には必要だと思うんです。なかなか若い人が川南に来てもらおうとか難しいかもしれません。成人の方に聞いても、好きだけれども、やはり仕事がない。

実際、一度、都会に出て帰ってくるという選択もあると思うし、実際、うちの娘も帰ってきていますが、仕事の場合は宮崎まで行けばあるんです。だから全然それで構わない。1時間かけていっております。住むところが川南であれば、川南のハードが、子育て事情が充実していれば、川南で住もうとする人は増えると思います。

これから残された地方には、今いる人たちがいかにして、もう1人を生む体制をつくっていく。これが必要だと思いますが、いかがでしょうか。早急な手立てができないものでしょうか。それで無理なら無理でいいんです。川南はそれができない町ということですので。よろしくをお願いします。

**○町長（日高 昭彦君）** 全てにおいて、当然検討すべきことであると思います

今後、今、言われたように川南に住んでいただくためにどうすればいいか。これは常に職員一同考えているところであります。

**○議員（徳弘 美津子君）** 病後児保育についてですが、ニーズ的には私立保育所は経営に厳しいと先ほども言いました。だから公立なんです。だから、公立でカバーをするんです。

そして、今後、アレルギーを持った子たちがたくさん増えてきます。私立保育所では、アレルギー対策の食がなかなか厳しいです。そういう、アレルギーを持った子達の受け皿であるとか、私立では経営に厳しい部分について、やはり公立がやっていくべき、それを背負うべき。逆に保育士の方、調理師の方の質を上げて、それに臨む体制づくりをやっていく。そういう考え方の中で公立保育所っていうものの意義があるのかと思いますが、町長はどういうようにお考えでしょうか。

**○町長（日高 昭彦君）** 公立の意味、こういうことは先ほども申しましたとおり、大事な視点であると思います。

しかしながら、全く費用対効果を常に度外視していいのかというのは、また違うと思いますので、それはしっかりと考えて答えを出すことだと思っております。

**○議員（徳弘 美津子君）** 費用対効果と言われますけど、住む人がいなくなるとは、結局同じことです。行政改革を進めながら、金太郎飴のようにどこも同じような職員のスリム化を図り、同じようなやり方をして、結局、振り返ったら女性の働く場がなくなってくるとい

う。本当に生み育てる女性の活躍の場をつくっていくのが行政だと思うし、住民の福祉を考えていくのが自治体だと思っております。

1960年、日本が高度成長期に入ろうとしたとき、保育所に子供を預けた家庭の約8割は生活保護者、所得税非課税世帯といわれております。所得税を払っているのは2割に過ぎなかった時代です。つまり、お金にならない事業として、保育所は公立として成り立っているのです。

ところが現在は4分の3は所得税の課税世帯です。子供を預けることは最低限の生活を営むためではなく、子育て支援という目的で保育サービスが提供されている面が非常に大きくなってきております。町立保育所もペアレントトレーニングを受けて1年間、ペアレントトレーナーを4人つくりました。そこで保護者に対して勉強会をやっております。

しかし、現在では少子高齢化により、これから背負う絶対数の子供が急速に減ってきております。現状です。子供を生み育てられる不安の中で若者が生まない選択をしているのではないかと感じております。誰もが心配なく子供を生み育てられる環境が求められる時代であると考えたときに、行政がその支援をするべきと感じます。日本全国に行革で民間委託をしたつげが、ある意味、子供たちが生めない現状ができていっていると思っております。私の感じるのはそこです。

次に、ひとり親家庭についてですが、窓口負担について、なかなか、同じ月に複数の機関をまたぐ場合の措置ができないから、後の償還払いとなりますが、そこあたりもちょっと係の方が頑張ればできる世界だと思いますが、少し前向きには考えていただくようになるでしょうか。

○福祉課長（篠原 浩君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

町長が先ほど、最初の答弁でも申しましたように、ひとり親家庭費医療助成につきましては、一月当たりの医療費に関して、1,000円を越えた額を助成すると。子供医療費助成等は、1診療報酬明細当たりってということで、医療機関ごとに1,000円を超えたっていう形の違いがございます。その中で、このひとり親家庭費助成につきましては、県の助成が2分の1出ておりますが、それについてその中の要綱の中で入院にあつたら現物給付、入院外にあつては償還払いにより助成する場合における経費と記載されている点が、まず1点。

それから、先ほど町長が申しました複数の医療機関の部分を1,000円を超えたが額に関して、整合させる部分を、例えば社会報酬診療支払い機関とか国保連合会とか、そういった部分を巻き込んだ考え方が必要という部分でございます。県等に確認してみますと、要綱等の改正は、まだ今のところ、考えていないということでの返答でございます。

川南町単独町という形になると、これは、なかなか経費の問題とかそういう部分の問題がありまして、難しいかと思しますので、県内全域の働きかけが必要なのかなというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 県が足並みをそろえないとできないということですね。わかりました。町はできないということで。結果、そういうことです。これも1つの子育て、同じ窓口に行って、子ども医療費の人は1,000円しか払わないと。自分は3,000円払う。この町は何だろう、やっぱりそういうふうを感じるわけです。いろいろ制度的に厳しいでしょうが前向きに。もし川南町が、誰か1人職員が頑張ることができるものであれば、頑張ってやってほしいなと思っております。

次に移ります。

持ち家取得についての振興班加入をしばりをつけたということに対して、どう両議員も同じようなことを言われたので、再確認になって申しわけないんですが、先ほど課長は、そういうふうになったときに、いろんなことを見出して振興班を見出して入ってもらうようにすると。基本的に入っていただくようにすることが前提ということは今後どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えします。

町長の答弁にもありましたが、今年度新たに付した条件ということで、この状況を注視しながら経過を見守りたいと考えております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 大体、そういうことが最初に想像ができなかったのかなと気がするんです。なぜこのようなことになったのか。3月議会で表に出て、委員会の中では審議されたみたいですが、振興班加入とそういう持ち家制度、そういうものを一緒にしようという考え方になぜなったのかというのがちょっと不思議な気がします。

今後、多分、これは考えていってもらわないと、新しい家さえも、川南に家もつもらない。若い人が5,000円もらうより振興班に入らんほうがいいわという考え方になる、その悲しさもなかなかのものですが、ぜひこれは考えてほしいなと思っております。

実際、現在申請が上がっているのでしょうか。両方どちらでもいいですけど。どの事業でもいいですけど。それで加入されましたか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

今年度の持ち家取得助成事業の状況でございますが、11件の申し込みがあつて状況でございます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） もう1回。何件。10件。11件。

○まちづくり課長（米田 政彦君） はい。

○議員（徳弘 美津子君） そしたら全部申請が上がって、全て振興班に入ってる方たちですね。全て用件を満たしているんですね。わかりました。

次にいきます。

自治公民館制度になり、2年間経過しましたということなのですが、自治公民館制度になるときにこういう感じで、自治館に加入しましょうという文書があって、町民課の窓口に配付をするのかな。これ、今もやられてるんでしょうか。

○まちづくり課長（米田 政彦 君） ただいまの御質問にお答えします。

町民健康課窓口では現在もそのように進めていただいと認識しております。

以上です。

○議員（徳弘 美津子 君） これを書いて、あなたの地区は何地区ですと言って、私は北班ですので北班で言います、北班に入りますということになってるんですか。それを連携されているんですか。

○町民健康課長（橋口 幹夫 君） 4月に町民健康課に参りまして、振興班加入のそのチラシのチームを実際やっておりませんので、調べまして、後ほど、回答したいと思います。

○議員（徳弘 美津子 君） 私、成績が悪いので、振興班長を10年近くやっておりますが、私と、名前言いますが、児玉設計さんの間が北班なんです。その間が、ごそっともう個人です。何軒も家が建ちましたけど、私も悪いです。わざわざ、こんにちは、振興班に入ってくださいって言えない。北班はただ回覧板を回すだけの班なので、「入ってみる？とか言ってみない」とか言われて、なかなか、そこに進めないんですが。

全然言ってきたことはないです。「誰々さんが入ってきましたよ」って言ってきたこともないし、「一緒に行きましょうか」というのもないんです。

そこ辺を、制度をちゃんとしていかないと、先ほどのような定住促進の事業をもってきたらおかしいんです。きちんと町が、もうそこを振興班を加入させるという前提がなければ、こういう事業をもってきたらいけないんです。やっぱり、よく考えてみてください。

それで、平成25年11月、職員の振興班加入聞き取りという資料が手に入ってるんですが、この中に、ある振興班に加入を申し込んだが断られた。アパート暮らしなので入っていない。加入していたが、トラブルで脱退した。今後も加入したくない。古い振興班なので入りづらい。子供のころから加入していない。しかし、地域の活動に協力しないといけないということはわかってる。

職員さえも加入が難しい現状を今後、自治公民館調査、あわせて振興班調査にどのように求めていきたいでしょうか。

○町長（日高 昭彦 君） 職員に関しては、昨年度で100%達成しておると認識しております。

細かいことはまた質問があれば、担当課長に説明させます。

○議員（徳弘 美津子 君） 時間がないのでちゃっちゃと言います。

振興班というのは住民自治なので、任意の組織なんですけど、なかなか加入率は増えたとは

います。実際、私も自治公民館として、いろいろ入っておりますが、総会がこの前あったんです。総会があるときに、うちは費用弁償を払ってます。

例えば、2カ月に1回の定例会のときに100円という交通費を出しているんです。そのときに会計さんが、払うべき準備をして封筒に用意をしていたら、済いません、数字の確認はできてないんですが、後で会計さんに聞いたら、その総会のときに、これは職員ですわ、これは職員ですわと、結構、職員さんが振興班長さん関係になっていらっしゃるのかな。

実際に、総会には来ていなかったような気がするんです。住民自治、今後、自治公民館制度を踏まえたときに、例えば、職員でそれぞれ地区に張りつけてあります。ずっと書いております。そこに住む職員の方の名簿もあります。

これを踏まえて、いままで2年間の中で、職員に対してグループ討論とか、例えば、6自治集まって、それを自治公民館を考えてやっていく。自分たちの立ち位置、職員の立ち位置、そういうものに対してグループ討論とか、そんなようなこと、やったことがあるでしょうか。

○まちづくり課長（米田 政彦君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えします。

過去にそのような形で、グループ討論を行ったということはございません。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ぜひ、住民を巻き込もうと思うのなら、職員さんも意識づけをしてやってほしいなと思います。

余談ですが、10月に今度、文教産業で島根県の海士町に行くんですが、そこはすごく住民の流入が、すごい頑張っているところですが、そこを聞いたときに、詳しくはまだわかりませんが、町長、職員、議員が全ての報酬を部分カットをして住民のための福利に生かしたという意味があります。やはり、職員さんに過大な負担は求めませんが、やっぱり住民の方と一緒に取り組むということをやっつかないと、この振興班も全てそうですが、自治公民館制度というのは破綻するのではないかなと。

職員さんがみえないので、何で俺たちがせないかんとやという方もいらっしゃるんです。それじゃいけないんです。関係ないんです。でも、やっぱり、お願いですから、そこあたりを少しでもかかわっていただくような、町長がやはり、そこの思い、この6自治公民館制度になったわけですので、ぜひ、そこあたりを職員の方にも言っていただけたらなと思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（川上 昇君） 次に、竹本修君に発言を許します。竹本修君。

○議員（竹本 修君） さきに通告をしておりました町における定住促進への課題について質問をします

町長は平成25年3月定例議会において、私の質問に対し、定住促進事業として、

1点目、持ち家取得助成事業、2点目、新婚家庭家賃助成事業、3点目、婚活事業、4点目、都市部PR事業、の4つの事業について3年間を目標に取り組むとの答弁がありま



した。町の人口減少に歯止めをかける政策として捉えていただきたいことを言われました。

それから3年たちました。現在、町の人口はどのような状況にあるのか、足元から検証を行ってみようではありませんか。平成26年から行政改革の1つとして3つの保育所を統合し、民間へと移行しました。しかし、このころから、町の人口は、減少は激しく、数字として現れております。1つの職場がなくなるということは、働く場所がなくなるのであります。

町の財政から見ると、改革も必然的であるように思われるが、一步間違うと大変なことになるのではないのでしょうか。この3月に提案された川南町人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略として、基本目標、子供の個性を伸ばし、豊かな感性を育む環境をつくるとともに仕事を守り、育て、供与し、働く場所をつくりながら、人口規模に即した暮らしやすい町を形づくり、数値目標2060年に町の人口1万555人、この数値目標に沿ったときの2020年の数値、町の人口は1万5609人であります。

が、掲げられた基本目標達成のための戦略が目指す姿と推進の考え方が示されております。そのような中で、川南町の人口目標として2020年に1万5609人と掲げられていますが、この4月1日現在の町人口は1万5919人であります。ここ3年間で、762名減少しております。とても常識では、目標達成は不可能であります。計画から、1年も満たない中の数値を真剣に検証してみたいかがでしょうか。

そこで現況における問題点を、近隣の町との相違点を考慮して、本町の定住化促進の課題として、1点目は、職員の人事管理として早期退職者をどう思うか。また、今後の職員への指導に考慮すべきではないか。2点目は、行政改革と定住化への観念。既に民営化された職場の実態。また今後の改革への取り組みは。3点目は、定住化への人口目標、再度検討は。各産業の後継者の育成、また自治会への参加活動に努めるべきではないだろうか。

以上、3点について、質問通告に従い、お伺いします。

なお、詳細の質問に対しましては、質問席から行います。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○町長（日高 昭彦君） それでは、竹本議員の質問にお答えいたします。

大きく3つほどいただきました。

まず、職員の人事管理の件でございます。

本年3月31日に採用後、7年以内の若手職員が3名退職するということになりました。非常に残念であると考えております。採用された職員が早くなじむように、同年代の職員による職員サポート制度を取り入れております。内容は、仕事の面、職場のいろんなこと、メンタル面でのサポートを行っているところでございます。

今回の3名に関しては、総務課の職員が面接したところ、仕事の問題というよりも以前にやっていた仕事の関係のことで退職ということになったようでございます。いずれにしても、昔で言う終身雇用ということは、現代の新しい、いい意味の環境かもしれませんが、そういうことがある程度崩れて、今、時代の流れの中でこういう世相というのがあるのかなと思っております。

今後とも採用の仕方については検討を行って、改善できるところはしっかり改善をしてみたいと思っております。

2番目の職員の研修、今一度いろんなことを考慮すべきではないかということでございます。まさにそのとおりでありまして、職員の研修につきましては、絶えず新たな取り組みをさせていただいているところでございます。特に、最近では職員提案による自主研修の開催、また、年間を通じて県外のほうを含めた研修等も行っております。本年度からは、特に、県の大阪事務所への派遣研修ということで、新たな感覚を取り入れてもらう研修も行っているところでございます。

大きく2つ目の行政改革と定住化への関連ということでございます。

行革の中で民営化、いろんな形でさせていただいておりますが、その中で、やっぱり働いていく場合には本人の意思を確認した上で、また町内の雇用を要請しているところでございます。

今後の取り組みにつきまして、先ほどと同じこととなりますけど行政改革大綱に従いまして進めてまいりますし、そこで働く町内雇用については、十分考慮していただくように条件も提示を行っているところでございます。

3つ目の定住化への人口目標、再度検討についてということでございます。

これは、農業に限らず漁業、商工業、全ての産業において、高齢化や担い手不足により産業従事者の減少が見込まれる中、持続可能な力強い産業を持続していくためには、それぞれの担い手を確保することが急務であると考えております。

いろんな支援策を取り組んでございます。特に、農業分野においては24年度から国の補助事業である青年就農給付金制度を活用しておりますし、また、さらに今年度は、新しく、いわゆる農業後継者ということの対策といたしましても、最大で1人3年間ということで支給をさせるようにしております。

いずれにしても、いろんな形を取り入れながら事業経営を継続できる体力をつけることが後継者対策であると考えております。

最後の地域自治会活動のあり方ということでございます。

午前中も何度か答弁に出てきたと思いますが、自治会活動については、それぞれ共通の目的を持って組織されております。一概にこうでなければならぬということは、なかなか示しづらいところもありますが、社会通念上のルールを守った上で、それぞれが自主的な活動をしていただきたいと思いますと考えておるところでございます。

以上です。

○議員（竹本 修君） 3つの課題につきましての答弁ということでありましたが、1つずつ詳細にわたって質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、職員の人事管理ということで、早期退職をどう思うかということで掲げておりますが、先ほどの答弁のとおり、この3月におきまして、3名の若い職員が退職をされてます。1人は1年目、1人は2年、もう1人は7年ということで3名だろうというふうに思うんですが、そのことにつきましては、確かに個人的な問題もありますから、なかなか踏みきれないところもございますけど、今現在のうちの職員の採用の人数からいきますと、こういった若い人につきましては、私が知る限りでは年間3名というのにはあり得ません。もう特定の場合を除いてですが、こういった3月に退職ということは、四、五年に1人ぐらいの若い人が退職するのはまれではございませんでしたけど、今回、非常にこういった形があるということは、もう一回認識する必要があるのではということで質問をさせていただいておるところでございます。

私自身もそういうことで思っておりますが、町民の声として、やはり、町民の中におきましては、役場の事件というものが多分に多かっただろうと思います。若い人については。そのことで、採用というかその時点につながらなかったということを考えてみますと、非常に大きいものがあるように思います。現に、そういった声も聞いております。そういうことで、採用にならなかったということで県外に就職しておりますという、そして、家族も県外でそういった形で生活をしてますという答えでございました。

そういうことを考えていった場合に定住というものを考えてみますと、非常に大きいものがあるように思います。自分で思いますが、やはり、職員が1人辞めていくという話になりますと、ただ単に町内の青年の方が県外に仕事を求めて就職、そういうことの意義とは全然違うというふうに私は思います。

先ほど言いましたけど、3名の方につきましては1年から7年という話の中におきまして、これは行政として職員への指導、それから勉強ということで1人の投資でございます。やはり、10年たってその道のプロというか、そういった職員になっていくわけですが、そういうことを考えていきますと、やはり、投資が難しかったという感じがしてならないわけです。ですから、採用に当たって、もう少し町長のこういったことに対しましてのお考えを、再度聞かせていただきたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 採用というのは非常に大きな重大な問題でありまして、受ける人からすればどこにでも受けられる、その自由性は当然あるかと思っております。我々からすれば、議員がおっしゃるとおり、やはり、大きな投資であり我々の大切な財産でありますからずっと勤めていただいて、いろんな形で町の中に溶け込んでほしいという思いがあります。ですから、今回こういう形になったというのは非常に残念であるというのは先ほどと同じになります。今後、改善できる考えられる点については、しっかりと取り入れていく必要があると思っております。

○議員（竹本 修君） 確かに、職員の扱い方といいますか、それぞれの個人の考え方もありますから難しいとは思いますが。しかし、町の損失でもあるということ念頭に置いていただきたいというふうに思います。

これからの職員の研修ということで、先ほどの答えの中ではサポートの実施、改善するところは実施していきますよという話でございますが、今一度、そういったこれからの職員の扱い、それから、町長は事前に問題点の提議ということで300点余りの意見書をまとめましたよっていう話がありました。そういったものを、特に若い層への指導、聞く耳、そういった形の中の研修というもの――先ほど大阪事務所、そういった形の研修という、それは本当に現場の生かされる、そういった形のものだろうというふうに思いますが、個人の全体的からの研修等をみますと、そのあたりの考え方の研修を、再度見直すべきじゃないかということで、もう1点町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○町長（日高 昭彦君） 研修を何のためにやるかということ、当然、議員の御指摘のとおりでございます。今よりもよりよい方向に行くためにやってるわけございまして、当然、公務の中でやる研修もございまして、今うちの職員が特にやってくれているのは、自主研修をやってくれております。例えば、2週間に一遍は職員が自分の思いをみんなの前でちゃんと発表する、それを原稿を読まずにしっかりと、そういうこと。また、曜日を決めて公用車を朝、自主的に洗ってくれている。その中でいろんなことを気づいてくれておりますし、また、始業前のミーティングについても、係の中でいろんな形を取り組んでくれております。二通りの仕事――仕事って言い方がちょっと間違っておりましたけど、もともとある研修どれを受けますかという研修と、自分からつくってこういうのをぜひやりたいという思いの研修二通りをしっかりとやりながら、最終的には川南町をよくしたいと、職員をもっと働きやすい環境に置きたいという思いをしっかりと見つめていきたいと思っております。

○議員（竹本 修君） そういう御意見等いただきまして、大変ありがとうございます。これらにつきましては、やっぱりトップの町長を初めとするところの指導者と、現場における職員との溝のないような膝を交えた、そういった研修をやっていただきたいと思っております。

2番目に移らせていただきたいと思っておりますが、行政改革と定住化への関連はということで上げておりますが、先ほど登壇の中で申し上げましたが、平成20年以降につきましては、非常

に人口の減少がみられます。御存知のとおり、平成22年4月20日は口蹄疫ということで、極端な事故等がございました。その中におきまして、行政改革、末端行政改革——自治組織の改革、それから消防団の再編成と、数多くの改革を川南町は実施しております。この七、八年の中におきまして。ですから、そのあたりの定住化へということの逆の生まれがあるんじゃないかと思うんですが、そのようなことにつきまして、町長の見解をお願いしたいと思います。

**○町長（日高 昭彦君）** 行政改革ということが、仮に切り捨てにつながるようなことがあってはならないと思いますし、今、議員は、そういう心配を指摘していただいたんだろうと思っております。その中の1つで、午前中にも質問いただきましたけど民営化ということがございます。民営化したから雇用が減るかという視点だけでいいますと、それは民営化であろうが公立であろうが、やはり、この町に雇用を生むという視点は大事だと思っておりますし、今後とも行政改革を何のためにやるかという視点だけは、決して切り捨ててはいけないということは強く思いながら、また、いろんなことを相談させていただければと思っています。

**○議員（竹本 修君）** このあたり、ちょっと頭を冷やしまして、郡内のこういった状況の推計人口、そういった形をみますと、この4月におきまして川南町はダントツにそういった減少というものが多うございます。そういうことをみますと、何らか、郡内においても若干、川南町においてはそういった面が大きいんじゃないか、私は思っております。ほかの町村に比べて保育所の数、そういった改革におきましても非常に大きいものがございます。その中におきまして、消防団、それから自治会組織、そういったものの形がございました。そこで、1つお尋ねしたいんですが、民営化されました——町長は先ほどそういうものにつきましてには改革というものであるという話でございました。私もそれは当然そうあるべきだと思いますが、中身の実態を調査しておられたら述べさせていただきたいと思います。民営化されました保育所等につきまして、その中で、私たちも民営化をみてるときに、雇用に当たっては、保育所であれば保母さん等につきましては、町内出身者の雇用者をお願いしますと。それから、食材につきましては、川南町からの業者、生産からそういったものを調達していただきたい、そういった旨の決定事項につけ加えさせていただいたものがございます。そういうことを考えていった場合に、民営化された職場において、今どのように町内・町外の方が勤務されているか。特に1カ所だけぐらいの保育所で構いませんが、山本保育所なり十文字保育所でも構いませんけど、そういった形の町内・町外の数字がありましたらお願いしたいと思います。

**○福祉課長（篠原 浩君）** 竹本議員の御質疑にお答えしたいと思います。

民間委託した私立保育所の町内・町外の雇用状況についてでございますが、現在までに民間委託しました川南保育園、十文字保育園、東保育園につきまして、現段階の町内・町外の

雇用状況を調べましたところ、トータルでいきますと町内が42名、町外が26名、合計68名ということで、町内が61.8%、町外が38.2%の出身別の雇用状況でございます。ただし、毎年、臨時職員とかもございますので、入れかわり等もありまして動いているのが現状でございます。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 確かにパーセン的には理解できるものがございますけど、その時点からすると、若干その差が縮まってるということをおもっております。そして、同僚議員が午前中に質問しましたけど、措置費等につきましての考え方、正職員、それからパート的な職員、そういったものにつきましても、その当時の——断然に状況としてはよくありません。そういうことを考えていった場合に、果たして、先ほど町長は改革について、定住化っていうものに対しての差、そういったものは発生しないという話の回答ということでお聞きしたんですが、幾らかこういった民営化された、そういった形につきましての、町民からみた場合には、やはり、町外の業者というものの考え方というものにつきましては、非常に大きいものがあるんじゃないかというふうに思っております。そういうことも含めて、今後、こういった改革に向けての考え方というものをやっていただきたいなというふうに思います。

一言、そのあたりにつきましての御答弁をお願いします。

○町長（日高 昭彦君） 先ほどと同じ答弁になるかもしれませんが、まずは、やはり働く場所を確保すること。町内で雇用を優先していただくということは、民営化であろうと公立であろうと変わらないと思っておりますし、その雇用の場を我々がいかにつくっていくかということが、今後の課題であるとは認識しております。

○議員（竹本 修君） そういうことで、やっぱりやっていかなければ、定住化へ相反した結果というものが発生するんじゃないかというふうに私は考えます。そういうことも含めて、今後の改革への取り組みということで、非常にそのあたりを考慮していただきたいなというふうに思いますが、一つ、例えば、教育で言えば、今、中学校の統一とか声がありますが、それでなくて、やっぱり、小学校保育所とか、そういった一環の考え方をしないと、午前中の同僚議員の話であります乳児保育、そういった形も対象にするような教育関係はできないだろうか。そうすることによって、あらゆる町民の年齢の取り組み、そういった対応ができるんじゃないかと思うんですが、そのあたりの考え方はありませんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 教育という言葉も出てきましたので、また必要があれば教育長のほうでも答えていただきますが、一貫した政策——一貫した教育と置きかえてもらっても結構ですが、今議員が言われたとおり、行き当たりばったりじゃなくて、やはり、長期的なものの考え方、トータルとしての考え方というのが十分必要なことだと思っております。

○議員（竹本 修君） 私が教育関係で言いましたのは、先だって、小学校、中学校といった形につきましては考えてないという答弁が、昨年あったというふうに記憶しております。

そういうことがあったものですから、ちょっと、そういうことじゃなくてあらゆる世代を通じた教育をやってほしいということにつきまして、教育長あたりの考え方があれば教えていただきたいと思います。

○教育長（木村 誠君） 出生数が、26年度が106名、27年度が108名、かなり少子化になってきておりますので、一応、9月の議会には条例制定をお願いして、学校の統廃合等については検討委員会を開きながら総合協議会、教育委員会と諮りながら方向性を出していきたいというふうに考えておるんですけれども、その中で、一番には中学校をどうするかということなり、それから、小学校も今5校ありますけれども、100人を5校で分けたときにもものすごい少数になります。そういうあたりも考えながら、どういう方向が一番いいのかということについて、今年度中に何とか方向性を出していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議員（竹本 修君） 改革に当たっても、そうした世代をぽつんと切ることなく、世代をつなげていくような改革をしないと、やはり、反発と言いますか、子供の学校に通うような世代の中の取り入れ方、それから、青年への取り入れ方、いろんな形の中の対応というものをしていかなければならないだろうというふうに思います。

人口の定住化ということで今回は質問させていただいているんですが、今現在、年間200名から260、そういったものの数で減少しております。ここに今年の3月に示されました「川南町人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略」ということで上げてありますが、20年のときには、今の人口の予想よりもはるかに少なくなるんじゃないかというふうに、私自身は思います。今の数字からいけば、今の数字の半分ぐらいにならないと、こういった2020年の数字にはほど遠いものになるだろうというふうに思います。そういうことに鑑みて改革というものを考えていかなければということでありますが、そのあたりも含めて行政改革、そういうものに対しての考え方、今一度お願いします。

○町長（日高 昭彦君） 行政改革ということでございますが、行政改革と人口とをどう結びつけるかということでございますが、大きな課題として、我々は定住という問題を迎えておりますし、今指摘されたように、予想よりも早く減ってるんじゃないかという御指摘でございます。本当に危機感を持って、今一度、職員一同いろんな形でいろんなことに取り組んでいく考えでございます。

○議員（竹本 修君） 改革につきましては、細部にわたって検討に検討を重ねてやっていただきたいと思います。

今後の定住化への人口の目標を再度検討はということでございますが、先ほどの件と重複するかというふうに思いますが、先ほどの答弁の中にもございましたが、各産業の後継者等に対しまして対策を練っていく、今までの定住促進事業につきましてのプラス事業としてやっていきたいということでございますが、本年度の当初予算等につきましてはそういった形

が見受けられます。そういった形の中で、若い後継者の取り組みということでぜひともやっていただきたいと思いますが、今一度、町長のお考えをお聞きさせていただきたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 冒頭でも言ったと思いますが、本町が農業を中心とした町であるというのは事実でございますが、農業だけに限らず、全ての産業において維持できる後継者を確保するというのは非常に大切な課題であり、これから1番に取り組むべきものだと感じております。

○議員（竹本 修君） 先ほど改革のところで申し上げましたけども、そういった経済的な産業的な後継者等の取り組みも、そういった改革のもとでやっていただきたいというふうに思います。

地域の自治会活動のあり方ということで最後にうたっておりますが、午前中の同僚議員の中にも地域活動というものが非常に大きいものがございました。重複するかもわかりませんが、今一度、こういった自治会の定住化と地域自治会というものを、私は結びに結びきれないようなつながりがあるというふうに感じております。と言いますのも、消防団とのつながりが、この自治会との災害におきましての組織というものがございます。そういったことを改めて考えてみますと、地域の自治会の活動の捉え方、それこそ振興班の参加のあり方、そこら辺を把握しますと、やはり、自治会の活動というものは非常に大切じゃないかと思いますが、そのつながりにつきまして町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 自治会活動の重要性というのは、何度も繰り返し述べさせていただいております。田舎における基本的な部分でありますので、非常に大事な部分であると考えております。

消防団の話が出てきましたが、何十年かぶりに再編をいたしました。今回、まだまだ再編して間もなく、いろんなことで問題も出てきてるかもしれませんが、今、自治公民館と消防団の枠が一致しましたし、そこに小学校がはまってくるということで、わかりやすい体制で新しい形をつくる時期だと信じておりますので、一層これから取り組んでいきたいと思っております。

○議員（竹本 修君） 地域の自治会活動ということは、深く下げれば下げるほど問題点ございます。私は多賀地区なんですけど、多賀におきましては、やはりいろんな形でございます。消防団と自治会のあり方というものにつきましては、後援会組織、いろんな形がございまして、その中におきましてのつながり、――団員の位置関係、それが非常に難しいと聞きますか、聞いてみますと、消防団におきまして再編成して2カ所ぐらいですか、まだ問題点がございます。地域に溶け込んでないという話も聞きます。そして、脱退された方もございます。そういうことを考えてみますと、やはり、もう少し地元と話してやるべきじゃなかったかなというような気がしております。そういうことで、自治会への活動というものは、



足を引っ張るちゅうたらちょっとおかしいけど、やはり、そういったものが地域においてはあるということでございます。そういうことを考えてみますと、やはり、行政のそういった指導、そういったものを改めて感じます。

地元の職員とのつながり、そういったものを非常に大きいものがございます。消防団員に職員の方も参加している、その事実は認めますが、やはり、活動ということになりますといろんな形で無理があると言うとちょっと語弊があるかというように思いますが、溶け込んでない方も聞き及んでおります。そういうことを考えていった場合に、やはり、職員と地元の消防関係、それから自治会との関係、そういったものにつきまして、先ほど職員の研修を言いましたけど、こういった地元への考え方というものが現実の問題として取り上げていかなければいけないというふうに思うんですが、そのあたりの、再度、指導の考え方がありましたらお願いしたいと思います。

**○町長（日高 昭彦君）** 消防団の話が中心だったかと思いますが、いろんなつながりがあると思いますが、そういう地元とのつながり、ラインとのつながり、そして、地域にどれだけ溶け込むかという——一体感という言葉に変えてもいいかもしれませんが、2つとも非常に地域で生きる我々にとっては非常に大切なことであります。議員が言われるように職員の中でそういうのがまだ足りないよというものがあれば、それは当然、我々も全職員に向かっていい方向に進めていきたいと思っておりますし、職員であろうと我々も住民の一人でありますから、あるときはしっかり住民の一部として、今言われたようなことを踏まえて、今後の川南のために頑張っていこうと思っております。

**○議員（竹本 修君）** 全体的に定住化への人口問題を取り上げてきたわけですが、何事も一つだけでは成り立ってないというのが最後には言いたいんですが、やはり、そのためには、職員の中におきまして町のリーダーシップですから、そういった形の対応の仕方、それから、先ほど言いました早期退職じゃないけどそういう初めの問題とかいろんな形を考えてみますと、町におきましての主体性につきましては、そこあたりをぴしゃっとしなければ、こういった定住化にはつながらないだろうというふうに思います。一旦に定住化促進と言ってもなかなか個人的な問題もございますから難しいですが、あらゆる面におきまして対応、指導をやっていただきたいと思っております。

最後に、町長の今後の行政改革、定住化への思いがありましたらお願いしまして、質問を終わっていきたく思います。

**○町長（日高 昭彦君）** 定住化については、本当にいろんな方から指摘を受けてますとおり、大事な問題でございます。その向こうに我々は何を見るかということでございますが、ただ単に人口を増やすということではなく、川南町を維持するために必要なんだと、それにはいろんなアプローチがあると思います。例えば、今、協力隊の皆さんが県外から3名来てくれておりますが、そういう視点も大事ですし、議員の言われるしっかりとした地元で密着

した活動をする方の意見も、やっぱ、役場としての職員の意見も、いろんな形を一つではなく一体的に捉える、誘起的に結びつけていくということが、今後必要なことだと思っておりますのでこれからも取り組んでいきたいと思っております。

○議長（川上 昇君） 次に、三原明美君に発言を許します。

○議員（三原 明美君） 三原明美です。通告書に従い、3点について質問いたします。

1点目、梅雨の季節になり、また雨の災害が心配される時期になりましたが、私が昨年の9月の定例会に質問いたしました、道路に側溝がないためにもたらす問題についての質問の中で、町長の答弁は「お金がないからできないということは簡単ですが、やはり、我々も住民生活に少しでも役に立つように、残念ながら100%要望に応えられる状況ではありませんが、しっかりとハード面も協議をしながら、予算面も考えながら対応できる範囲で今後とも対応していきたいと考える。また、職員と協議させていただきたい」ともいわれましたし「前向きに取り組んでまいります」とも言われましたが、あれから8カ月、どのような協議、対策をとっていただいたのか質問いたします。

2点目は、近年、食物アレルギーを持つ児童が増えているとの調査結果があり、学校など児童を取り巻く環境での食物アレルギーに対する関心や、取り組みへの必要性が高まりつつある中で、川南町は、学校給食の中で食物アレルギーを持つ児童に対してどのような対策をとっておられるのか質問いたします。

3点目は、食物アレルギーに関連しますが、食物アレルギーがあるために、給食が食べられない児童の給食費はどのようにされているのか質問いたします。

あとは質問席で行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの三原議員の質問にお答えいたします。

2点ほどいただきました。1つは道路のことです。排水も含めた。もう1点は食物アレルギーということで、教育長のほうに後ほど答弁をしてもらいます。

まず1点目のことですが、昨年の9月に議員から質問をいただきまして、何をやったかということですが、まずは現場のほうに行かせていただきまして、現場を見てどういう状況なのかというのを職員と検討させていただいております。9月に言われた場所は1カ所だけかもしれませんが、町内にいろんなところがありますので、まずは、我々はこういう一番の住民に近い自治体であります。県とか国とか違う市町村でございますのでまずは現場に行く、そして話を聞く、今できる対策を説明する、できないならできない理由をちゃんと説明する、できるならいつごろどのぐらいにできるかというのをその都度やらせていただくと考えております。

詳細、また足りない部分は、担当課長に説明をさせます。

アレルギーに関しては、教育長のほうにお願いします。

○教育長（木村 誠君） 本町の学校給食における食物アレルギーへの対応についてです

けれども、各学校で食物アレルギーがある児童生徒を把握し、児童生徒がアレルギー源食品を使用したメニューを食べないように、管理、指導を行っております。

具体的には、共同調理場が作成した個別対応献立表の料理ごとに、保護者から、まず1つ「除去せずに食べさせてよい」、2つ目「原因食品を除いて食べさせてよい」、3つ目「料理全体を食べさせない」、4つ目「代替食を持たせる」を記入していただきまして、学校では、提出された個別対応献立表を確認し、保護者の意向に沿った対応をしております。

また、平成27年度からは、調理を伴わないデザート類、ふりかけ類につきましては、かわりのものを提供しております。

さらに、平成28年度からは、パンを食べられない児童生徒に対して、ナンをかわりに提供するように改善を行っております。

次に、給食が食べられない児童生徒の給食費についてのお尋ねであります。

食物アレルギーのため、牛乳及びパンを希望しない児童生徒の給食費につきましては、牛乳及びパンの場合は、1食あたりの単価が明確であり、かつ発注を調整することが可能でありますので、当該児童生徒の給食費を減額しております。その他の食材の場合は、料理、または食材ごとに1人分の単価を算出することが困難であり、かつ数名が食べられないからといって、必ずしも食材の発注量が減るものではないために、当該児童生徒の給食費は減額しておりません。

なお、食物アレルギーのためかわりに提供するデザート、ふりかけ、ナンなどの食品は少量発注であることなどから、通常提供するものに比べて割高になりますが、その分の当該児童生徒の給食費は増額はしておりません。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） まず、道路のことについてお聞きいたします。

私が9月に言ったところに行って、いろいろと協議していただいたってことですが、どのような協議をどのようなふうに住民の方にお話されたのでしょうか。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 三原議員の御質問にお答えいたします。

昨年、議員が言われた箇所につきましては、前課長の報告でできない理由とかそういったことを申し上げたということには聞いておりますが。

以上です。

○議員（三原 明美君） もともと側溝がない道路に対しての、この先、計画というのはないんですか。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 三原議員の御質問に、再度お答えしたいと思います。

うちのほうに、年間約400件程度、要望、苦情等が申請されております。その都度、我々は現場に出向き、状況を判断して優先順位とか考慮しながら、できるもの、ちょっと難しいもの、それぞれ申請者に申し出て、予算の範囲内でなるべく対応するようにはしておるとこ

ろでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 9月の定例会のときに、前建設課長が、「住民の方の要望とか苦情関係でございますが、そういうのが日ごろからパトロール——うちの職員のパトロールを行っています。それと、地元住民からの要望や指摘によって現状を見て、そこで改善できるもの、抜本的に流末がないために河川とか大きい排水までの整備するのは時間がかかりますので、そういうのはなかなかできません。だけど、改良できるところはできるだけ改良して、年に1500万円ほどつけて、優先順位を決めて今やっているとございまして」と言われました。26年度は、町長が9月のときにお話された19件、27年度の相談は今言われた400件近くということですか。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 三原議員の御質問に、再度お答えいたします。

先ほど、苦情、要望が400件ということで、その中で対応できたものが、先ほど言われた件数ではないかなというふうに思います。去年は、先ほど言った要望の中で9件ほど対応しているということでございます。

それから、予算が1500万円ということで言われましたが、これは、災害対応時の予算も含まれておりますので、通常は、側溝関係は300万円程度予算を計上しておりますので、この限られた範囲の中で、検討してやっているとございまして。

それから、大きい部分につきましては、なかなか早急に対応できませんので、来年度の予算の計上という形で、毎年やっているとございまして。

それから、そういうことで、今年も数件の排水路工事は予算計上しておるところでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） その排水溝をつくるという——側溝をつけるという予算がついてということですか。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 三原議員の御質問に、再度お答えいたします。

予算に新規で計上している部分につきましては、先ほど言ったように、前年度に場所を確認しながら優先度を決めて、次年度の予算に計上するというので、今回予算計上しているということでございます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 流末がないとできないというのが9月のときに言われたんですが、流末までするそのような大きな仕事にかかろうという計画などはあるんですか。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 三原議員の御質問に、再度お答えいたします。

流末がない道路につきましては、かなり莫大な費用がかかるということでございまして、うちの道路事業につきましては、道路改良とか、あと橋梁の部分の計画も今計画してるとこ

ろでございまして、なかなか、そういった意味で道路財源も少なく、多くもありませんので、先ほどから言いますように、優先順位を決めて執行しているというところでございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) 「流末ができないとどうすることもできない」とも前建設課長が言われたんです。莫大なお金がかかるというのはわかります。年月もかかるのもわかります。優先順位があるというのもわかるんですが、そこでとめられているということではないですよ。前に進んでるということですよ。この流末の工事関係というのは。

○建設課長(吉田 喜久吉君) 三原議員の御質問に、再度お答えいたします。

特定の地域の流末工事については、今のところやってはおりません。

以上です。

○議員(三原 明美君) 今やってないとおっしゃったんですか。住民にはどうにもならないことなんです。この流末をつくるということは。でも、町長、町長だったらできる立場にいらっしゃいますよね。ぜひともこの流末をつくって、町民が安心して暮らせるような、そういうのをやっていただきたいと思うんですが、先ほども何回も言いますが、計画はあるんですよ。

○建設課長(吉田喜久吉君) 三原議員の御質問に、再度お答えいたします。

流末自体の計画は、先ほどから申し上げるように、今のところはないということでございます。

以上です。

○議員(三原 明美君) この流末の計画は、いつになったら計画されるんですか。

○建設課長(吉田喜久吉君) 三原議員の御質問に、再度お答えいたします。

流末の計画につきましては、先ほどから申し上げるように、具体的な計画はまだ上げておりません。

以上です。

○議員(三原 明美君) 「川南町都市計画マスタープラン2016」の中で、「みんなで築いていく継続可能な町、海・山・田園と共生する川南を目指して」の中で、「川南町都市計画マスタープランにおける将来像」の「みんなで築いて、人のつながりが途絶えない町」「元気で活力ある内外に開かれた町」「豊かな自然と共生し、安全で安心な居住環境の形成に向け努力してまいりますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします」とすばらしい文章が書いてあります。これを見ると、私も理解して協力していきたいなという文章ですと町長が言っておられる中で、「安全で安心な居住環境」の中に、ぜひとも、この川南町で必死で生きてらっしゃる住民のために、側溝のない道路の見通し計画の第一歩を踏み出していただきたいと思いますがどうでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 今言われるように継続可能な町マスタープランということで、今

の挨拶文を読んでいただいたと思いますが、当然、住民というのは1人じゃありませんので、住民ですから。最小の経費で最大の効果を得る、そういうものをしっかり描きながら、その都度対応するのが我々の仕事だと思っております。ですから、特定なところを今すぐやるとかいうのをここでは言えませんが、住民が川南町のためになる、この仕事になるということをしつづつ我々が実現するのが仕事だと思っております。

○議員（三原 明美君） それでは期待して、次の質問にいきたいと思います。

先ほどの食物アレルギーの件です。完全除去食の対応はできないのでしょうか。

○教育長（木村 誠君） 近隣の他市町につきましては除去食を提供しておりますので、対応が遅れていることに対して大変申しわけなく思っておりますが、現共同調理場の――要するに、除去食をつくるためには別のラインをつくらなくちゃいけません。そういうガスの供給もしなきゃいけない、水道と、それから調理道具、それから食器類も全部別物を購入しなきゃいけないというようなこともありまして、8月から委託業者変わりますので、その中でまた話を進めながら、やる方向で検討には入っておりますので、いつからというのはちょっと言えませんが、そういうふうに検討を進めていって、近い将来、除去食が提供できるようにはしていきたいというふうに思っております。

○議員（三原 明美君） 親御さんへの説明は、どのようにされているんですか。

○教育長（木村 誠君） 現段階では、先ほど申し上げましたように、4段階でお願いをして、今のところはそれで対応しているということであります。

以上です。

○議員（三原 明美君） 今お弁当を持って来てる子は、川南町で何人いるんですか。代替食ですか。

○教育長（木村 誠君） 弁当を持って来てる児童生徒はおりません。他町にはおりますけれども、完全に給食は食べないと、家から弁当持って来ておりますけれども、川南町ではおかずを持って来るとい、主食についてはご飯のときはご飯食べる、牛乳も飲むと、おかずだけ別のを持って来るといようなことはあります。

○議員（三原 明美君） 委託業者が変わることによって、完全除去食が対応できる可能性ができたということですね。できるかもですか、できた？

○教育長（木村 誠君） まだ話し合いはしておりませんが、契約の中に「食物アレルギーの対象校への児童生徒については、施設の改善等を行いながら学校と十分に協議を行い、誤配のないよう連携し、可能な範囲で対応する」というのがありますので、一つは、除去食つくれば配送――川南小が4人です。それから通山小が2人、東小が1人、国中が1人なんです。ですから、1人分を運ぶ別にした食缶、あるいはそういうかわるものも準備しなきゃいけませんし、そこあたりの国中に持っていきべきものを東小に持って行ったとかそういうことがないようなところもきちっと整理しなきゃいけませんので、ちょっと簡単に

はできないことではあると思うんですけども、やる方向では考えておりますので、話を進めていきたいと思っております。

○議員（三原 明美君） では、いつかはそうやって完全除去食になるということですね。ということにして、現実、今おかずを持って来る子などがいると思うんですが、夏場のお弁当、冬場のお弁当関係は、そういうおかずを持って来る子の対処はどのようにされてるんですか。

○教育長（木村 誠君） 各学校で対処されてると思うんですが、多分、冷蔵庫のほうに保管をしてるというふうに考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） それは夏場のことですよ。冬場はどうですか。

○教育長（木村 誠君） 冬場のことについては把握しておりませんが、冬場はそのまま自分で持っておっても大丈夫じゃないかなというふうに思うんですけども、多分、学級担任が対応してると思います。

以上です。

○議員（三原 明美君） 1日も早く完全除去食ができるようになるといいなと思うんです。小学校1年生なんか、小さな小さな体に大きなランドセルをからって、そこに、教科書、ノート、筆箱、ハンカチ、ちり紙、普通の子は出てくるんです。その中に、おかずが食べれない子は、お弁当と水筒も入れて来なくちゃいけないんです。そんなことを考えると、やはり、1日も早く完全除去食にお願いしたいと思います。やっぱり、学校もいろいろと気をつけてくださっているとは思うんです。親御さんの話によると、アレルギーを持つ児童のためにおいしい給食を食べさせてあげたいから、ノンエッグマヨネーズを使ったりとか、アレルギーのある子も食べられるかまぼこを使ってあげたりとかしているという話も聞きますので、ぜひとも、そこまでやってくださってるんなら、あと一歩、完全除去食をぜひとも1日も早くやってほしいと思います。

続きまして、食物アレルギーがあるために食べられない給食費、先ほども言われましたが計算ができない。なぜ計算ができないんですか。

○教育長（木村 誠君） やろうと思えばできると思います。今、児童生徒が1,111人、教職員、それから調理員の方たちが食べられる給食、全部で食数1,568食つくっております。ですから、1食品ずつ購入費用を1,568分の1にしていけば計算はできると思うんですけども、そうなってくると、結局、うちの子は小食です、少ししか食べてません。給食費をおとしてくださいと。いつもおかわりする子がおるとしますね。「あの子いつもおかわりしてるじゃないですか、増額したらどうですか」と、学校給食の意義というんでしょうか、これは壊れてきますよね。保護者ともそういう契約はしておりません。減額をすとかという契約は全く――要するに、給食を提供するときに契約しておりませんので、そこまでしなきゃ

いけないでしょうか、逆に。

以上です。

○議員（三原 明美君） 今、教育長が言われたこととはちょっと違うと思うんです。給食が食べたくても食べれないんですよ。そのおかげが。食べれないんです。うちの子は小食だから少ししか食べられませんという問題とは全然違うと思います。食べれないのに、食べられる子と同じように給食費を払わなくちゃならないというのはなぜでしょうか。

○教育長（木村 誠君） 4月を例にとりますと、おかずを持参した子供が1日、4日、2日、それと、5月が、一番、例でひどいちゅっていうんでしょうか、その子が、おかずが8日、もう1人が5日ということで、8人中3名がそういう形で食べられないという状況があります。また、そこあたりも本当にそうできるかどうかについては、共同調理場担当者とは話してみたいと思っております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 給食費は1食当たりが、小学生が222円、中学生が266円、これ聞いた話ですが、安くて栄養も考えてあって素晴らしいと思うんです。お弁当を持って来る児童の食べてないお金、どこにいつてるのでしょうか。このお金は。

○教育長（木村 誠君） 先ほども申し上げましたけれども、そういうふうに1名、2名が食べられないからといって、その一、二名分を減らすということをしておりませんので、要するに食べたという形になってるんでしょうか。1,111名の中に込んで、各学校に請求していると、222円という1食分で請求しているということになります。

先ほども言いましたけども、逆に、ふりかけなりデザートなり、先ほども言いましたけどパンのかわりにナンというのは割高になるんです。そこあたりも考えると、ある程度相殺できるところでもあるのかなというふうに私は考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） その高いデザート、ふりかけ、その分がそこで計算が合ってるんだよって言われてるみたいなんですけど、それはわかりませんよ。私たち父兄たちにも。今日は高いゼリーだよ、今日は高いふりかけだよってというのが。だから、君のところのお金は返せないんだよというのは、やっぱり積算をちゃんと上げて、こうこうでこの理由でお金は同じようにいただきますっていうのを数字に表わさないと、父兄の方が大体、納得はされてるんですか。説明もされて納得されてるんですか。

○教育長（木村 誠君） 私5年目になるんですけど、今までそういうことで共同調理場に言って来られたっていう話は聞いておりません。

以上です。

○議員（三原 明美君） みんな諦めてるんです。言っても無駄だということがわかって。私は何年か前も聞いたんです。「言ったら」って言うけど「言わなかった」って。もう学校



がされることだから、もう学校がされるようでいって諦めてらっしゃるんです。そこをやっぱり酌んでいただきたいと思います。

あるお母さんから聞いた話ですが、学校の給食には大きなおかずと小さなおかずがあるらしいんです。大きなおかずが食べれないときは大きなおかずをお弁当として持たせる。そして、小さなおかずが食べられないときは小さなおかずを持たせる。そのときの給食の献立に似たものを作って、親が作って持たせてるらしいんですけど、月に大体10日ぐらい持たせてるのかな、その方は。材料代として、その分が5,000円ぐらいかかるっておっしゃるんです。決して豪華なものを入れてるわけではないけど、やっぱり似たようなものを入れてあげたいから、自分とこで使っていない食材なんかも買うって。1人分だけど、やはり、今はパック詰めが多いので何枚も買わんといけないって。だから、大体5,000円ぐらいかかる。学校の小学生の給食費は3,900円、中学が4,550円、お弁当代が5,000円ぐらいかかる。その家は給食代に1万円前後使ってるんです。できたら、やっぱり返せるものは返してあげなくてはいけないんじゃないんですか。幾ら全体でいっぱい作ってるから返せないんじゃないなくて、やはり、積算っていうのはきちんとされて返すのが当然じゃないんですか。いかがでしょうか。

○教育長（木村 誠君） また、共同調理場の会計担当とも話をして、可能かどうか話を進めていきたいと思います。

以上です。

○議員（三原 明美君） そうですね。返すものはきちんと返す。町の税金もしっかり払って給食費もきちんと払ってるんですから返さなくてはいけない。食べてないものを払う必要もないし、きちんと返すのが道理だと思います。ぜひとも、早々に協議をしていただき、私の質問を終わります。

○議長（川上 昇君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時07分休憩

.....  
午後2時17分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い、質問をいたします。

本町の保育行政については、町立の十文字保育所と東保育所をそれぞれ民間に無償譲渡し民営化するとともに、野田原記念館、山本保育所を統廃合、民営化を行い、町立保育所の民営化を推進してきました。その効果について、町当局は幼児教育、保育の質に関係のない保

護者へのサービス向上や経費削減金額を取り上げているが、保育施設とは子供の人間形成に欠かせない社会性を育成する幼児教育を行う場であり、その質の高い保育幼児教育環境を提供するのが町における保育行政の重要な施策の一つだ。国、ひいては町の将来を担う子供たちの幼児教育経費を削る保育理念で町の将来はあるのか、町長の見解を伺いたい。

平成27年度第6次行政改革大綱行動計画で、民営化を行った保育所と同様に全ての町立保育所の民営化を推進するとあるが、通浜児童館を含め具体的な運営方針を伺いたい。

生産年齢層の就業支援をするためには、発熱などの急病で保育所などの集団施設を利用できない子供を一時的に預かる病児保育、病気から回復期にある子供向けの病後児保育、または障害児保育等の後押しも必要と思うが、町の取り組み状況を伺いたい。

共働きやひとり親家庭の小学生を預かる放課後児童クラブ、学童保育を利用できない待機児童が県内で増えていると聞くが、増加の理由の一つに原則3年生以下だった児童クラブの対象が本年度から全学年に拡大し、全学年で利用申請が増えたのが原因と思われます。本町における利用充足率等の状況を伺いたい。

近年、潜在保育所の増加に伴い、保育士不足が社会的な問題になっています。それは子供の命を預かる仕事の割に他職種に比べ賃金水準が低いのが原因だ。それを裏づけるのが本町の保育所主職員募集に対する応募ゼロである。安倍政権の1億総活躍プランの目玉に位置づける保育士の4%の待遇改善は非正規で働く人には恩恵を受けにくく、業界全体の構造改革を訴える声も出ています。正規・非正規でも子供にとっては同じであり、同一労働、同一賃金の処遇が必要ではないのか。町長の見解を伺いたい。

**○町長（日高 昭彦君）** ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。

保育に関する質問と、一部児童クラブのことも入っておりましたので、それについては後ほど教育長のほうに答えていただきます。

まず、保育所の今後の運営ということでございますが、議員が言われたとおり、現在私立が4つ、それから公立が2つということで運営をしているところでございます。この民営化については、現在第6次行政改革でございますが、平成18年から第4次、そして第5次と取り組む中でそういう方針を打ち出したところでございます。いずれにしても、民営化であろうと公立であろうと子供たちにとって大事な部分であるというのは認識しているところでございますので、保育の質が変わることのないように今後ともしっかりとそういう方向でいきたいと思っております。

2つ目の障害児及び病児・病後児保育の取り組みということでございますが、現在、療育手帳を持ったというか、障害児の方が7名いらっしゃいます。その方々は保育サービスを受けながら障害福祉サービスの児童発達支援サービスを受けている状況でございます。病児・病後児保育については、徳弘議員のほうからも同じような御質問をいただいております。現在、町内の保育園にアンケートをしました結果、現状としてはまだ実施には至っていないと

いうところでございます。さまざまな理由は午前中にも述べましたけど、また今後について本当に大事な部分でありますので、必要なところはまた今後検討していくという形になるかと思っております。

最後に、私のほうはそういう臨時職員、私立の保育園の職員の処遇についてということでございます。全国的に保育士が不足しているというふうに言われております。募集をかけてもなかなか実情は集まらないということもございます。一方で、職を探しているかという方もいらっしゃると思うんですが、そういうことに関して国が打ち出しているように介護も含めたそういう保育士に関する処遇の改善というのは今後とも大切な部分でありますので、できる範囲で法に基づいて我々もしっかりとやっていくべきだと考えております。

○教育長（木村 誠君） 放課後児童クラブ、学童保育の利用状況についてのお尋ねであります。

現在、放課後児童クラブは中央児童クラブ、これは川南小です、通山小児童クラブ、金鈴学園児童クラブ、多賀小児童クラブ及び山本小児童クラブがございまして、中央児童クラブ、それから通山小児童クラブ及び金鈴学園児童クラブにつきましては、通年で実施しておりますが、多賀小児童クラブ及び山本小児童クラブにつきましては、平成27年度から開始しまして、夏休み、冬休み及び春休みの長期休業期間のみ運営しております。また、通山小児童クラブにつきましては、利便性向上のため通浜児童館で行ってございましたけれども、平成28年度からは通山小学校において運営をしております。

利用者の状況は、平成27年度におきましては中央児童クラブ102人、通山小児童クラブ42人、金鈴学園児童クラブ41人、多賀小児童クラブ26人、山本小児童クラブ24人で合計235人でありました。平成28年度は中央児童クラブ107人、通山小児童クラブ32人、金鈴学園児童クラブ33人、多賀小児童クラブ31人、山本小児童クラブ35人で合計238人の登録でありました。それで、今のところ中央児童クラブに待機児童が14名おりますが、と言いますのはなかなか支援員が決まらずにというか希望がなくて、町内のほう、で、ハローワークを通じまして公募をしまして、昨日1名決まりましたので、7月からは川南小中央児童クラブの待機児童生徒も解消できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 第6次行政改革大綱計画の目標、実施機関等において、番野地保育所については30年度末までに廃止することを検討しているようですが、ただし幼児数によってはその時期の検討を行うとあるわけですが、幼児数の多少にかかわらず廃止を検討する前に廃止後に親、子供たちに対し、安心安全な幼児教育・保育の場をどうやって提供するのかが検討するのがこれは専決事項ではないのですか。町長、これは民営化ありきの大綱計画になっていないのか。

○町長（日高 昭彦君） 番野地保育所に関しては、今言われたとおり平成30年度というこ

とで目途にしておりますが、おっしゃるとおり保護者にとってはそれが何年であろうと子供たちが今後どうなるかというのは不安であるというのは非常に大きな問題でありますので、当然そういう説明というのは必要になると思っております。

○議員（児玉 助壽君） だから、ちゃんとその今の番野地保育所なんかはもう老朽化しておってあそこで民営化することもこれは建てかえはせんなあ無理じゃちゅう思わんはよ。やっぱりそこ辺の先のちゃんとしたもんを保護者に示すぐらいの計画ちゅう行動、計画行動、そういうのを取っていかんないかんと思うわけですが。また中央保育所に至ってはこの目標、実施期間すら決まっておらんわけですが、その番野地保育所にしても中央保育所にしても、もう場当たりの保育政策になつとるわけでしょ。こっちゃったらですよ、今度つくったかわみなみ創生人口ビジョンの基本目標、施策目標、2の（5）の川南で子育てしたいと思わせるための選べる学び舎の場を提供できないし、生まれ育ち川南を思う人づくりにすることはできないと断言できるわけですが、町長、こういう行動計画をつくってすること自体がおかしいっちゃんねえですか。やっぱするならするごつ、将来どういふなんをつくるかを決めてから民営化を推進すつとならいいけど、民営化ありきの計画ばかり立てとってからの後の計画行動は全然できていないじゃないですか。これで今言うたかわみなみ創生人口ビジョン、これが全うできますか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、番野地保育所も含め中央保育所も場当たりのではなく、もう第4次の平成18年からの行政改革の中で検討してきたこととございまして。よって、大事なことは今言われたように川南の将来をどうするのかということとございまして、以前の役場のほうの会議、それから行政改革の中で決まっている方針どおり現在は進んでいるところでございまして。

○議員（児玉 助壽君） それから児童館のこともあんまり聞かんかったけど、児童館の場合は国の施設じゃからどんげなるかわからんけど、場当たりのじゃねえですか、町長。番野地なんか壊すのか、今度は民営化するのか、民営化する気はあるけど壊すのか、新しくあそこでみる人何するために保育所を建設するのか、それさえも決まっらんじゃないですか、町長。

町当局は民営化での効果について、保育事業経費が削減され、財政改革になった上に保護者に対してもサービスが向上したと、これ今までの町の実施計画で自慢しとるわけですが、これは子供にはどうでもええことですよ、町長。子供に必要なのはさっき言うた人間形成に欠かせない社会性を育成するための質の高い幼児教育環境であって、それを子供たちや保護者に提供すればおのずと生産年齢層である子育て世代が本町に移り住み、少子化に歯どめがかかり、その子供たちが定住し、同じ環境のもとで子育てしていくことになると思うわけですが。この町の民間に丸投げし、経費の削減を目的とした町の民営化推進の保育行政の中で、町長、あなたが思い描き理想とする保育理念とはどういうものがあるんですか、町長。

○町長(日高 昭彦君) 答弁する前に2点ほど報告したいと思いますが、番野地保育所に関しては廃園ということで決定をして報告はしているところでございます。また、中央保育所についても民営化ということで報告しているところでございます。保育については今議員が言われるように、社会性を保つため質の高い教育をするんだということでございます。子供にとって今必要なのはしっかりと感性を磨くことだと思いますし、それが将来につながる人として豊かな人間に育つものだと思います。

○議員(児玉 助壽君) 先ほどの同僚議員のこの保育行政に対しての質問に対して、町長は民間にできないことを町がやるようなことを言いよったけど、ほな民間でできないことをやるためには、だから今町長が言うた答えた言葉を思うとですよ、この町立保育所じゃねえとできねえようなこともあるわ。民営化されたら町長のその思いとか、その理想とか、そういうものが反映できんでしょ、町長。そういうのを反映させるためにもやっぱ町の町立保育所の存続は1カ所ぐらい必要じゃないですか。これは今の病児・病後児の何にも利用できるわけですが町長、いかがなもんですか。

○町長(日高 昭彦君) 民営化の意義といいますのは、当然議員も御承知のとおりだと思います。経済活動の中でやる事業でございますので、それは当然利益を求める活動が入っていると理解をしておりますし、そういうことが、利益を求められないことをやるのが我々公務員の仕事の一部であるというのは十分承知しておりますので、それに関して保育と重ねてそのままの話をしたわけではなく一般論として申しましたし、これからの民営化であろうと、そのままであろうと、やはり子供たちにとってどういう将来がいいのかというのは常に考えていくべきだと考えております。

○議員(児玉 助壽君) 今のなんでわかったちゃけど、町長はどういう保育とか幼児教育して、だから川南の将来を担う子供たちがまた定住していくかちゅうそういう、何ていうかな、プロセスとかそれが見えんとですよ、町長。また時間の都合もあるから次質問するような機会もあると思われるけど、それまでには考えとってください。

今、県内で病児・病後児保育を実施していない自治体は本町を含め11市町村に上ります。綾、木城、都農、門川、美郷、日之影、五ヶ瀬町、それに西米良、諸塚、椎葉村、そのほとんどでは開設を求める、先ほど言われた町長が言ったアンケートですか、要望が少ないと言っていますわけですけど、子供の使いじゃねっちゃかいね、町長。要望がある前に行動するのがこれは行政サービスちゅう思うわけですが。なぜならですよ、町長、この残りの三股、高鍋、新富、高原、国富、高千穂の6町は開設をしているわけですが、この行政サービスの格差、それが町の人口が1万6000人を割ったじり貧人口推移に表れとるわけですよ、町長。それについて、この格差についてどういう見解を持っておりますか、町長。

○町長(日高 昭彦君) 行政サービスの格差というのは、住民からすればいい方向にもraitたいというのが当然だと思っておりますし、我々もあえて悪いことを望んでやっているつ

もりではございませんが、結果として足りない部分、改善が必要な部分については、議員が言われるようにしっかりと今後の検討課題としていきたいと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 病児・病後児保育の国の補助制度では、毎年度の延べ利用者数の実績に応じて補助金を交付しています。子供約10人に看護師や准看護師などを1人、子供3人ほどに保育士1人を配置する必要があります。そのため、保育士と看護師の人件費を毎月確保しないといけないわけですが、民間に委託した場合、夏場の利用が少ない月にあっては採算的に厳しいものがあり、子供が急病や怪我の際、保護者に保育できないやむを得ない事情があったときに医者診察を受けた後、病院や保育園の専用スペースで看護師と保育士が預かる事業であるので、看護師や保育士の潜在有資格者を雇用するとともに、町立保育所や保健センターなどの有効活用をするなど、知恵と工夫で町で開設してはどうですか、町長。そうすることによって子育て世代の生産年齢層の就業支援になるわけですから。

また障害のある子供、先ほど申しましたが7名ほどおるっちゅうことでありましたが、障害のある子供を放課後や長期休暇中に預かる放課後等デイサービスで利用実態がないのに報酬を受け取ったり、必要な職員を配置していなかったりする不正が相次いでおります。障害児を持つ保護者については、就業を含め物心両面においても苦勞が絶えないと思います。障害児保育や病児・病後児保育を含め、安全安心な子育てができる環境づくりにとっては行政保育の保障が重要であります。公立保育所がその要となるべきと思われませんが、高齢化が進み、少子化対策が重要な本町にとって、安心安全な保育行政や保育内容を低下させないためにも子ども子育て支援など児童福祉政策全般を見直すべきではないのですか、町長。

○町長（日高 昭彦君） 今、御指摘のとおり、若者が住みやすい町、そして子供を生み育てやすい町にするっていうのは我々の大事なテーマであると思います。今社会がやっぱり高度化して複雑化して今、議員が言われるように障害児であるとかそういう病気の子供さんを持ちながら働かざるを得ない状況というのは安に想像できるところでございます。やはり今後できる限りの検討というのは当然していくべきだと考えております。

○議員（児玉 助壽君） この病児・病後児、障害者の保育については、これは公立保育所、町立保育所がその要になるべきと思いますので、町立保育所の存続も考えてもらいたい。

次に、近年の共働きやひとり親家庭が増加傾向にあるこの社会情勢の中において、安心して働ける受け皿として放課後児童クラブ、学童保育をできない場合、親たちが仕事の継続や復帰をあきらめ、そのことで生活に支障を来すこともあり、仕事と子育てを両立していく上においてその必要性は高く、親たちのニーズにあった環境整備も必要と思います。先ほど教育長の説明で大體利用状況はわかったわけですが、この施設に対しての子供を受け入れる充足率というのですか、それはもう十分確保できているということでもいいわけですか。

○教育長（木村 誠君） 先ほども申し上げましたけれども、中央児童クラブに待機児童14名おりますけれども、支援員が確保できましたので7月からは解消できるということであ

ります。だから全員保護者の希望通りいくということになります。

○議員（児玉 助壽君） 充足しとるといようなことでありますので。近年のこの子供社会においては恥ずかしい話であります、私の孫はゲームやスマホ等の依存度が高くなっって、学校から戻ったら部屋に閉じこもってそんなのばかりしておるわけですが、学校卒業して就職したときに社会生活に順応できるのかなというそういう危惧をしているところがあります。そういうのを含め、人との交流や上下の交友関係も希薄になっていると聞くわけですが、これらを解消するためのプログラムを作成したり、またこの生まれ育った川南に愛着を持つように川南町を開拓し、活用した地域学等を学ばせるプログラムを作成するなどして児童クラブの科目に取り入れるなどし、将来を担う子供たちが一人でも多く本町に定住するようなそういう、何ですか、今言うマインドコントロールつつたら語弊があるけど、そういう教育も必要ではないかと思っとるわけですが、教育長、どういのお考えをお持ちですか。

○教育長（木村 誠君） 児童クラブは本来そこで教育云々じゃないわけで、宿題をしたりといようなことで、保護者がいない間にそこで過ごすということになるわけですが、共学習得となりますと、今年小学校で使います社会科の副読本の改定でありまして、今編集員を各学校にお願いをしてこれから編集作業に入ります。ですからそこあたりを通じながら社会科の学習、あるいは総合的な学習の時間でふるさと川南を愛し、未来を切り開くとありますので、そういう子供をできるだけつくるような形で進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 町当局のほうへ行く行政は前任者の実施計画そのまま踏襲するばかりで、近年急激に減少し続ける出生率、それに伴う少子化時代の中で本町の将来を担う子供たちの保育、幼児教育について10年、20年後を見据え、見直さないばかりか小泉政権時代の三位一体の目先の財政改革、改悪に影響されまして、最も削ってはいけない保育事業費の経費を削るために公から民にと公立保育所の民営化を行っています。これは全国どこも一緒であります、その保育行政の影響で保育士全体の賃金水準が低くなっていると思うわけですが、町長の見解を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） 今、議員が言われるとおり、子供について本当に大事な10年、20年先を見据えた保育行政ちゅうのは非常に大切なことであるというのは認識は一致しているかと思っております。日本中で言われるように保育士が足りないと、不足していると、その主たる原因は賃金が安いんだということは一般的には言われていることだと思っております。やはり仕事をするからにはそれに見合う、また続けてやりたいと思うような職場環境をつくってあげるのが我々の仕事だと思っております。

○議員（児玉 助壽君） この小泉政権の三位一体改革、行政改革ですか、そのついで今度

安倍政権が待機児童解消を目指し、1億総活躍プランの目玉に位置づける保育士の待遇改善の記事がありました。これは年々使用のない、都心に近いマンションの1階の保育所に訪れたら、保育士たちは泣きじゃくる2人の赤ちゃんを両腕に抱っこしながら1歳児の食事を見守る、連絡帳を書きながら眠った子の呼吸を確認することも、トイレに行く暇もない忙しさだ。腱鞘炎や膀胱炎は職業病、でも今はいっぱい抱っこして愛情を注いであげたい時期なのでと施設長のタナカユキさん28歳、早朝や夜間の延長を含め、保育時間は午前6時半から午後10時まで7人の保育士でシフトを回すが、自身の手取りは月25万に満たないという、施設長で都会の人で月25万じゃからこれ民間じゃったらもうこれに比較するに値せんほど低いと思うわけですがよ、一般の職員じゃったら。これが今の保育士の職務問題であります。ほいでこの東京都墨田区の公立保育所で勤務15年になる非正規保育士の女性48歳は週3時間勤務で手取りが月16万から17万円ほどであります。正規でも非正規でも子供にとっては同じなのに、派遣で働く事務員の給与のほうが高く、何度も辞めようと思ったとあります。これが川南町が職員を募集した、これは東京都の月16万、17万非正規、この場合、町は職員を募集したが14万ぐらいち聞きましたが、そのぐらいの差があるわけです。ましてこの日本私立短期大学協会のまとめでは、14年度の卒業生で公立保育所に勤務する人のうち44%が非正規採用、地方では私立保育所も非正規採用の割合が高かったとあります。これが現状の保育士の抱えとる問題であります。この民営化、保育事業の運営費における人件費を閉めるウエイトは重く、公民問わず国の措置費プラス保護者が支払う保育費が基本的な運営費になり、その中から人件費を払っとるわけですが、町立は人勤に基づく公務員の賃金水準を守るため、民間に比べて正職員の賃金が高いことや、労働基準法を遵守したためその人件費で運営費を圧迫し不足が生じ、その不足分を町費を持ち出し運営しており、民営化は持ち出し分をなくすための手段であり、当然民営は持ち出し分を差し引いたもの。したがって経営上賃金の高い正規職員の雇用を控え、賃金の低い非正規職員を多用する構図になっており、同じ仕事なのに正規と非正規の不合理な賃金格差が生じています。このことは町立保育所においても言えることであります。4%の待遇改善が非正規職員に恩恵を与えないことは明白であります。保育現場に焼け石に水であり、現在社会的に問題化している潜在保育士の増加、保育士不足に拍車をかけています。問題はないのか、町長の見解を伺いたい。

**○町長（日高 昭彦君）** 今、保育士を取り巻く現状というのを議員からいろんな感じで教えていただきました。ありがとうございました。全国的な話でもあるし、川南町においてもであると思いますが、我々がまず考えることはやはり働く環境をどうやって整えるのか、そういう方々が川南であるならばこの町ですっと働いていただける、子供たちを育てていただける、そしてまた次の代につないでいただけるという環境を少しでも可能性がある限り頑張っていきたいと思っております。難しい質問でありますけど、まずは本当に働く環境っていうのは今できることはしっかりと現場に行っているいろんな話を聞くことだと思います。改善



できるところは今後検討していきたいと思います。

○議員(児玉 助壽君) 町においては民営化により保護者に対するサービスが向上したと言っていますが、これは労働基準法に違反した奉仕という名のもとにこれは意趣強制的に職員に無償でサービスをさせ、不満を持つ職員は使い捨てる、まるでブラック企業という事業者を生み出しています。町の保育士全体の賃金推進や労働環境を低下させているその背景に町の保育行政があると思うわけですが、町長の見解を伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) 先ほどと繰り返になるかと思いますが、やはりいろんな施策を取り組むことの意味というのは長期的な計画の中でやっておりますので、そこには当然予算的なことも管理するのは当然だと考えております。その中で議員が言われるようにやはり労働環境というのは劣悪になる、ブラック企業になるということは当然あってはならないことですので、そこら辺はしっかりと現状を検討したいと思っております。

○議員(児玉 助壽君) 町のこの保育行政を見とっと、子供の命に直結する責任の重い仕事なのに、大体庁舎における職員全体が上から目線で保育士の何も仕事を軽んじる気もするわけですが。だからこういう保育所ばかり民営化、給食センターや民営化するちゅう弱いとこばかり民営化しよるけど、本当に行政改革をすっと思つたら町の業務等を民間に委託して正職員を3分の1に減らして大幅に経費を削減し、その削減した分を児童福祉対策に充てれば人口減少、少子化、それが防止できると思うわけですが。そこまでして保育所の民営化を進めてやったらわかるけど、大体人の命を預かる保育士の身分を軽んじるちゅうその根性がなつとらんですよ、町長。

○町長(日高 昭彦君) いろんな仕事が当然あるかと思いますが、どの仕事をとってもやはりそこで働いている人たちを尊敬するというのが当たり前であると思っておりますし、特に命に関して軽んじる行為というのはあってはならないことだと思っております。

○議員(児玉 助壽君) 以上で今日の質問は終わり、次回持ち越して改めて勉強しなおしてまた質問をいたしますので、よろしく。

○議長(川上 昇君) しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後3時00分休憩

.....  
午後3時10分再開

○議長(川上 昇君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、河野浩一君に発言を許します。

○議員（河野 浩一君） ただいまから、通告書に従って質問を行います。

まず最初に、キウイフルーツについて。

先日、議会勉強会でも説明はありましたが、町長及び担当課長は、ニュージーランドにキウイフルーツについて勉強に行かれたようですが、現在のキウイフルーツに対しての進行状況はどうなっているか、お伺いします。

2番目に、以前の説明では、委託生産と直営生産の割合を1対1とする話であったが、何の根拠にその1対1になるのか、それと委託と直営の違いの説明もお願いします。

3番目に、国内におけるかいよう病の状況は把握しているのか。

なお、その他の質問については自席から質問いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの河野議員の質問にお答えいたします。

キウイについての御質問でいただきました。

まず、現状どうなっているかということでございましたが、議員も言われたとおり、今年になって5月に議員勉強会で説明をさせていただいております。

現在のところは、都農町が直営の農場を実施しておりますが、都農町、川南町、JAの3者で協議会を設立して、いろんな形で今後詳細を詰めていくという状況でございます。

2番目の委託生産と直営生産の違い、またその根拠の1対1とはどういうことかということでございましたが、もともとは、一番最初を振り返れば、当然キウイフルーツ、農家のためであれば委託生産が当たり前ということで以前は話がありました。その後、やはりジェイスという会社のほうは直営を希望しているという、なかなかかみ合わない状態が続いておりましたが、このたび1対1までは歩み寄っていただいたと。言いかえるならば、我々としての望みが半分はかなえられたと思っております。この数字についての根拠は、向こうから交渉の結果、そういうことになったということでございます。

委託生産と直営生産の違い、簡単に申しますと、委託生産は農家みずからが行うということでございます。直営に関しては、全てを事業主や会社が行うということでございます。

最後に、国内におけるかいよう病の状況ということでございましたが、キウイに関してかいよう病がかなり重大な病気であるというのは、国内、冒頭は平成12年に長野県で発生しておりますが、今産地であります愛媛県で24年から確認をされてかなりの被害が出たということでございます。

現状としてはどうかということで、大きく分けて2つの対策がとられております。1つは、抵抗性品種を植えるということではほぼ回避できているということでございますし、もう1点は、早めの早期発見であればその部分を除去するという回避できると聞いております。

以上です。

○議員（河野 浩一君） 済いません、かいよう病については回復しつつあるということですか。

○産業推進課長（山本 博君） 河野議員の御質問にお答えいたします。

愛媛県のほうで平成12年から26年まで発生をしておりますが、現在は回復しているというふうになっております。

以上です。

○議員（河野 浩一君） このかいよう病で私が調べたところによりますと、2月ごろから剪定痕などの傷口から病原菌を含む樹液が流れだして、激しくなると液が赤くなる病気だそうです。それから、7月から9月の暑い頃には病気の勢いが停滞し、10月ごろからまた最活発化していった、そのキウイ自体に雄木と雌木があるんだそうです。それで、開花時期が短かくて、雄木と雌木の開花時期が合わないときには輸入花粉を使用して受粉することもあるそうです。

このかいよう病にかかったのは、この輸入花粉が原因ということも考えられておるそうでございます。それで、発病した枝をはさみやのこぎりで切って、そして対応しているそうですけど、その使用したはさみとのこぎりは畑ごとに用意して、ほかの畑には持って行かないと、その上に手やら靴底を洗って次の畑に行くというふうに対策をとっているそうであります。愛媛県では毎年出荷量が減少しつつあると私が聞いた限りではありますけど、なかなかことから、このかいよう病は難しいんじゃないかと思いたすがね。で、回復しつつあるならそりゃいいっちゃけど、そういうところはどんなでしょうか。

○産業推進課長（山本 博君） このかいよう病についてであります。まず平成12年あたりから発生しましたのが「P s a 1型」といまして、従来型のかいよう病であります。平成26年度に愛媛県の西条市で発生しておりますのが、強い「P s a 3型」というかいよう病でありまして、この「P s a 3型」に対抗するのがサンゴールドキウイ「G 3」といいますが、これから、今、都農町のほうが取り組んでおります品種がこの品種でありまして、かいよう病に強いという品種であります。ニュージーランドのほうでも、このかいよう病に強いサンゴールドキウイにシフトをしていってるといったような状態であります。

以上です。

○議員（河野 浩一君） ほんなら、今のところはかいよう病に関しては大丈夫だという考えがあるわけですね。

○産業推進課長（山本 博君） このかいよう病のリスクはゼロではないと考えております。しかしながら、先ほど町長が申しましたように、早期発見をすれば抜本せずに枝とかを折ったり切除したりするだけで対応できますので、まめな管理をしていくことで十分対応できると考えております。

以上です。

○議員（河野 浩一君） ほんなら、かいよう病に関しては安心できるということだと思います。私の取り越し苦労かもしれません。

次に、4番目に、よくても悪くても情報は開示してみんなで考えるべきじゃないかと思っております。

それから、5番目に、進めるに当たっては、農家がリスクを負ったり、農業振興に支障のないように配慮が必要ではないかと思えます。今までは、使用料は大体反当1万円ぐらいで借りたりしておられるところが多いと思うんですけど、私が借りるのは、無料で借りるところもあります。で、それが今度、説明にもありましたけど、3万円から4万円ぐらい出して貸すようになってきたら、やっぱりキウイ畑が大変多くなってくると思えます。そして、例えば、広い飼料畑を持つ畜産農家にとって、やっぱり大分影響が出てくるんじゃないかと思えます。その上に、キウイもいいんですけど、今ある業種をさらに推進することも必要ではないかと思えます。

それから、転植をして6年ぐらいで3トンもとれるという、前にはその話があったんですけど、現在では27年の農林水産省のデータですけど、一番、反当収量の多いところは和歌山県の2,570キロ、2番目が福岡県の2,070キロ、愛媛県が1,840キロですか、群馬と千葉なんかは1トンやっとなんか出荷量はありません。やから、やっぱ木がまだ若いから収量もまだ伸びてないのかもしれないんですけど、なかなか疑問にも思えます、収量の件ではですね。そして、経費が反当200万円なら、どうせやるなら一町ぐらいはやりたいと思うんですけど、一町やるなら2000万円もかかるわけです。だから、そのところも返答お願いします。

**○産業推進課長（山本 博君）** 河野議員の御質問にお答えいたします。

まず、情報開示についてであります。2月の9日と5月の6日の勉強会のほうで資料を出させていただきました。これは、私たちが知り得ている情報を全て出したところであります。今後も、知り得ている情報につきましては全て開示をしまして、提供をしまして勉強会のほうでお伝えしたいと思います。

いろんな畜産とか、いろんな業種への影響等も心配されているようですが、今考えておりますのが、このゴールドキウイを50ヘクタールも100ヘクタールもいきなりやろうという考えはありません。とりあえず10ヘクタールぐらいを直営という形でモデル的にやまして、それを町や農家さんが見られたときに、これはいけるというような判断をされたときに、委託はどうぞというような、段階的に持っていきたいというふうに考えております。

今ある農産物につきましても、当然力を入れていく必要がありますので、その中で将来的にはある程度の品目を絞って、川南町と言えどこういった品目といったところまでいければというふうに考えております。その中のキウイは一つの手段であるというふうに考えております。

以上です。

**○議員（河野 浩一君）** それでは、すぐさま、このキウイについて進めていくという考えではないんですね。ちょっと私はもう、すぐさまやられるのかと思って心配して考えておっ

たんですけど、今後また、キウイについて視察なんかに行くようなことがあったら、国内の産地に行ってみたらいいかなと思います。ニュージーランドと国内とを比べたら、やっぱり国内のほうが日本の川南の産地と畑と似たようなもんじゃからですね。できたらそういうふうにしたほうがいいんじゃないかなと私は思っております。

それから、こないだ都農の苺生の人と話をしたんですけど、以前、川南の商社からの依頼でキウイを植えておられたそうです。その人が、台風が来たときに、葉っぱが全部なくなったと。辛うじて実は少し残ったけれど、本当にまともな収穫ができなかったことがあったということをおっしゃったものですから、この場で話しておきます。

キウイについては、これで終わりますけど、2番目の川北南橋の件であります。

前回は質問いたしました件ですので、町長も御存じのことだと思います。私も、中止になったいきさつ、地権者への説得がかなわず、川南町の責により実現できなかったことは承知しております。ただ、地権者も代がわりされ、また県の担当者もかわられ、可能であるなら再度施工できないかと思っております。この道路が実現できて橋の通行が可能になれば、都農インターへのアクセスは非常に便利になり、都農の農家も農協の職場へ行くのに大変助かると思います。何も、土地改良関連事業に固執するつもりはありません。町長、他の事業も含めて何とか実現できるようにリーダーシップを発揮される考えはないでしょうか、お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 河野議員には、以前にも同じ質問をしていただいております。やっぱり、そういう思いがあるんだなというのを改めて感じさせていただいております。これまでの経緯は、議員のほうも十分御承知でおりますし、我々も同じ気持ちでおりますので、以前中止した事業を復活というのはないと思いますが、新たに何かないかという方向は当然、我々としては探っていくべきだと思っております。

以上です。

○議員（河野 浩一君） 地権者も代がわりされて、何回か話を息子さんに聞きに行ったんですけど、何が何でも絶対反対という態度ではないようですから、どうか本当に町民みんなできちんと説得して、みんな解決していただけたらいいかなと思っております。

私の質問はこれで終わります。どうも。

○議長（川上 昇君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 3 時30分散会